

別冊2

自分らしく生きる
ジェンダー平等のまち

第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

(計画案)

令和〇(〇〇〇〇)年〇月

松本市

市長あいさつ

内容未定

第1章 計画策定にあたって

- 計画策定の趣旨
- 男女共同参画をめぐる国内外の動き
- 基本理念
- 計画期間
- 計画の位置づけ

計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現に向けて、第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画を改定し、第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画を策定するものです。

松本市では、昭和61年に制定した「松本市婦人行動計画」から平成30年に策定した「第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」（平成30年度～令和4年度）まで、7回にわたり男女共同参画に関する計画を策定し、市民の皆様とともに協力して男女共同参画社会※の実現に向けて取り組んでまいりました。

第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画の策定に向けて、令和3年度に実施した「男女共同参画・人権に関する意識調査」の結果では、家庭での性別役割分担意識が解消されつつある一方で、社会全体や社会通念・慣習等において平等と感じる男女間に差異が生じています。さらに男女ともに育児・介護をしながら柔軟に働ける環境を求める意見が多くなっています。

第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画は、これまでの取組みに加え、新たな課題を企業・教育関係者・市民の皆様と共有しながら、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指した持続可能な開発目標(SDGs)※を掲げ、生きづらさや様々な障がいに向けて、地道にかつ着実に施策を推進していきます。

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を負うべき社会

※持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

男女共同参画をめぐる国内外の動き

1 国際的な動き

昭和50年(1975年)に国際連合(国連)は、メキシコシティで「国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)」を開催し、国内、国際両面における行動への指針となる「世界行動計画」を採択しました。また、昭和54年(1979年)には、国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択され、国際社会はジェンダー平等社会の実現に向けて取り組んできました。

平成6年(1994年)に、エジプトのカイロで開催された国際人口・開発会議において、性と生殖に関する健康・生命の安全を権利としてとらえる概念として、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」※が提唱され、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

平成7年(1995年)には、北京で開催された第4回世界女性会議において、男女共同参画に関する国際的な取組みの規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、以降、5年おきに進捗状況の確認や課題の共有を行ってきました。平成12年(2000年)には、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において行動綱領の進捗状況を検討、評価が行われ、成果文書を採択しています。

さらに、平成23年(2011年)には、それまで4つに分かれていた女性の地位向上に取り組む国際機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)」が発足し、女性のリーダーシップの向上と参画、女性に対する暴力の撤廃等の諸課題への取組みを進めています。

2 日本の取組

「世界行動計画」の策定を受けて、昭和50年(1975年)に日本国内での女性の地位向上のための組織「婦人問題企画推進会議」を立ちあげました。この会議での意見を踏まえ、向こう10年間の我が国の婦人問題の課題及び施策の方向、目標等を明らかにするため、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年(1985年)には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」を批准しました。これを契機に、「男女雇用機会均等法」、「育児休業法」の国内法や制度の整備が徐々に進められ、平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。この基本法は、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、行政や国民が社会のあらゆる分野での男女共同

参画社会の実現に向け、施策の推進に取り組むことが謳われています。

翌年には、基本法に基づく初めての計画となる「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、国内での男女共同参画の具体的な取り組みが始まりました。以降、5年おきに基本計画が策定されており、令和2年(2020年)12月25日、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されています。

3 長野県の取組

県では、昭和55年(1980年)に「第1次長野県婦人行動計画」を策定し、女性の地位と福祉の向上に向け、取り組みを進めてきました。

昭和59年(1984年)には、長野県婦人総合センター(現 長野県男女共同参画センター)が設置され、現在に至るまで県内の男女共同参画の拠点となっています。また、平成13年(2001年)に、第1次長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を策定し、平成14年(2002年)には、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定され、男女共同参画社会づくりに関する基本理念、県・県民・事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項が定められました。

令和3年(2021年)6月に、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間として策定された、「第5次長野県男女共同参画計画 働き方・暮らし方を変えて誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが展開されています。

4 松本市の取組

本市では、昭和61年(1986年)に第1次行動計画「松本市婦人行動」を策定し、平成15年(2003年)に松本市男女共同参画計画を策定、同年6月に松本市男女共同参画推進条例を制定しました。以降、毎年、事業の進捗状況を確認し、5年おきに計画を策定しています。

平成30年(2018年)3月、「第4次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な施策を展開しています。令和3年(2021年)には、次期計画策定のために、「男女共同参画・人権に関する意識調査」を実施しました。

また、この間、平成11年(1991年)に、松本市中心部のMウイング内に女性センターを開設し、現在に至るまで市内の男女共同参画社会実現のために様々な事業を行う拠点施設となっています。

5 男女共同参画と持続可能な開発目標(SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」とは、

2001年に策定された「ミレニアム開発目標（MDGs）」の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsの中には「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、女性への差別や暴力の排除、女性にとっての有害な慣行の撤廃等が示されています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

■SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：外務省公式ホームページ

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive 生殖の・Health 健康・Rights 権利)

性と生殖に関する健康と権利

※リプロダクティブ・ヘルス

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

※リプロダクティブ・ライツ

子どもを産む・産まない、いつ、何人産むか等の生殖に関して自分で決められる権利のこと。また、リプロダクティブ・ヘルスを得る権利のこと。

松本市の男女共同参画に関する年表	
昭和47年(1972年)	「松本市働く婦人の家」開館
昭和56年(1981年)	松本市総合計画「第3次基本計画」に「婦人」を位置付け 教育委員会に青少年婦人課を設置
昭和59年(1984年)	「婦人問題推進協議会」設置
昭和61年(1986年)	第1次行動計画「松本市婦人行動計画」策定
平成 2年(1990年)	「松本市婦人問題懇話会」設置
平成 4年(1992年)	第2次行動計画「女性プランまつもとⅡ」策定
平成 6年(1994年)	企画部に女性室を設置(組織改正)
平成 7年(1995年)	「松本市男女共生社会推進懇話会」設置 「松本市男女共生社会推進庁内調整会議」設置 「まつもと男女共生市民会議」発足
平成10年(1998年)	第3次行動計画「男女共生プランまつもと」策定
平成11年(1999年)	企画部男女共生課に改称 女性センター開設(教育委員会中央公民館女性センター係)
平成12年(2000年)	男女共生課と中央公民館女性センター係を統合 事務室を中央公民館事務室内に移転
平成13年(2001年)	総務部に男女共生課を設置(組織改正) 「男女共同参画推進委員会条例」制定 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成15年(2003年)	「松本市男女共同参画計画」策定 「松本市男女共同参画推進条例」制定 「働く婦人の家」から「トライあい・松本」に名称変更
平成17年(2005年)	総務部に人権・男女共生課を設置(組織改正) 事務室をMウイング3階(女性センター内)に移転 「松本市男女共同参画施策苦情等処理要綱」制定
平成18年(2006年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成20年(2008年)	「第2次松本市男女共同参画計画」策定 女性センターの愛称を「パレア松本」に決定
平成23年(2011年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成25年(2013年)	「第3次松本市男女共同参画計画」策定
平成28年(2016年)	「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
平成30年(2018年)	「第4次松本市男女共同参画計画」策定
令和 3年(2021年)	住民自治局に人権共生課を設置(組織改正) 「男女共同参画社会に関する意識調査」実施
令和 5年(2023年)	「第5次松本市男女共同参画計画」策定

基本理念

松本市男女共同参画推進条例第3条では次のとおり基本理念を定めており、この理念をもとに計画を推進します。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的人権が尊重されること。
- 2 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3 男女が社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- 4 家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を担いつつ、就業その他の社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- 5 妊娠、出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- 6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。

計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間
 ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、計画変更の必要がある場合
 には、それに応じて見直しを行います。

	令和3 (2022)年度	令和4 (2023)年度	令和5 (2024)年度	令和6 (2025)年度	令和7 (2026)年度	令和8 (2027)年度	令和9 (2028)年度	令和10 (2029)年度
基本計画	計画期間(第11次)							
男女共同参画 計画	(第4次)	計画期間(第5次)					(第6次)	
			進捗状況 確認	進捗状況 確認	進捗状況 確認	進捗状況 確認	進捗状況 確認	進捗状況 確認
						意識調査	改定作業	

計画の位置づけ

1 本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「松本市男女共同参画推進条例」の規定に基づき策定しました。

(1) 男女共同参画社会基本法 第14条第3項

「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。」

(2) 松本市男女共同参画推進条例 第9条

「市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。」

2 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画本計」（略称：女性活躍推進計画）としても位置付けます。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（略称：女性活躍推進法）第6条第2項

「市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。」

※上記の「基本方針」とは、女性活躍推進法の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策等の基本事項を国が定めたもの、「都道府県推進計画」とは本市の場合、「第5次長野県男女共同参画計画」を指します。

(2) 男女共同参画社会基本法と女性活躍推進法の関係

男女共同参画社会基本法が社会のあらゆる分野（職域、学校、地域、家庭など）を対象としているのに対し、女性活躍推進法は、男女共同参画社会基本法による従来の取組みを進めてもなお、女性の力が潜在化している現状を踏まえ、女性の職業生活に的を絞ったもので、男女共同参画社会基

本法の基本理念にのっとった実施法として位置づけられています。

(3) 女性活躍推進計画の策定にあたって

計画策定にあたっては、女性活躍推進計画※を男女共同参画計画と一体として、その一部を共通の計画として策定しました。なお、当該推進計画に該当する項目の末尾には「女性活躍推進計画事業」と付記しました。

3 松本市総合計画等との関係

松本市総合計画（松本市基本構想2030・第11次基本計画）におけるジェンダー平等社会の実現に対する意識啓発を進め、男女の性別にとらわれず、それぞれの意欲と個性が発揮できる社会を具現化するための計画及び個別関連計画との整合を図ります。

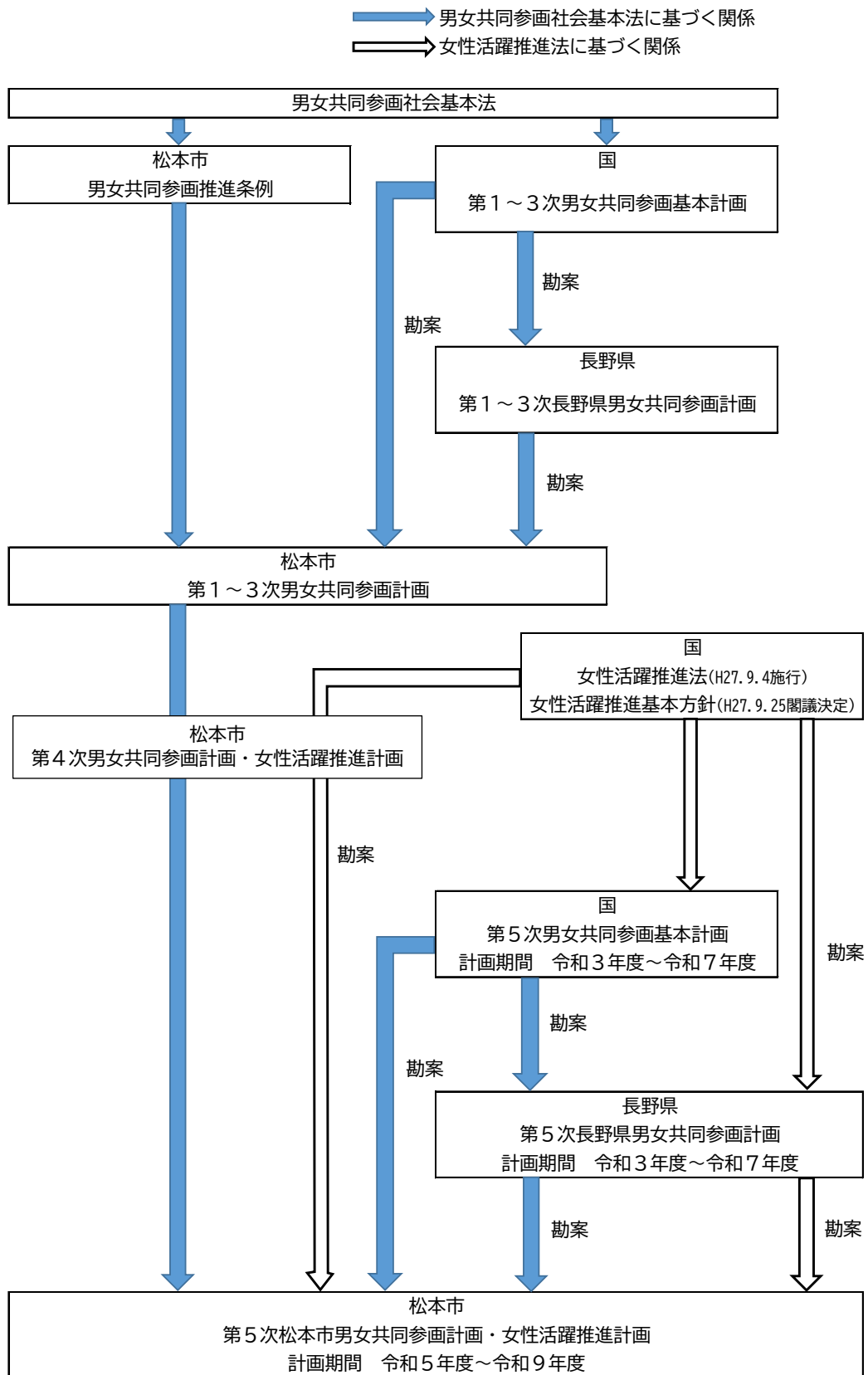
<個別関連計画>

- 松本市地域づくり実行計画
- 松本市地域防災計画
- 松本市子ども・子育て支援事業計画
- 子どもにやさしいまちづくり推進計画
- 松本市教育振興基本計画
- 松本市多文化共生推進プラン
- 松本市健康増進総合計画
- 介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- 松本市地域福祉計画
- 松本市障がい者計画
- 松本市障がい福祉計画・松本市障がい児福祉計画
- 松本市環境基本計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画
- 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画
- 松本市人材育成基本計画

※女性活躍推進計画

女性活躍推進法の規定に基づき策定するもので、女性の職業生活に絞り、女性の働きやすい社会を目指す計画です。

第5次松本市男女共同参画計画の国・県の計画との関係図



第2章 現状と課題

- 松本市男女共同参画・人権に関する
意識調査
- 第4次松本市男女共同参画・女性活躍
推進計画の達成状況
- 附属機関等における女性割合

松本市男女共同参画・人権に関する意識調査

松本市在住の満18歳以上の1,500人(有効回答率43.8%)を対象に、社会情勢の変化に伴う新たな問題に対する意識及び実態等の把握、分析を行い、男女共同参画計画の策定及び人権教育や啓発活動の資料として調査を実施しました。(調査期間：令和3年11月24日～12月13日)

(回答は各質問の回答者数を基数とした百分率で示してあります。小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。)

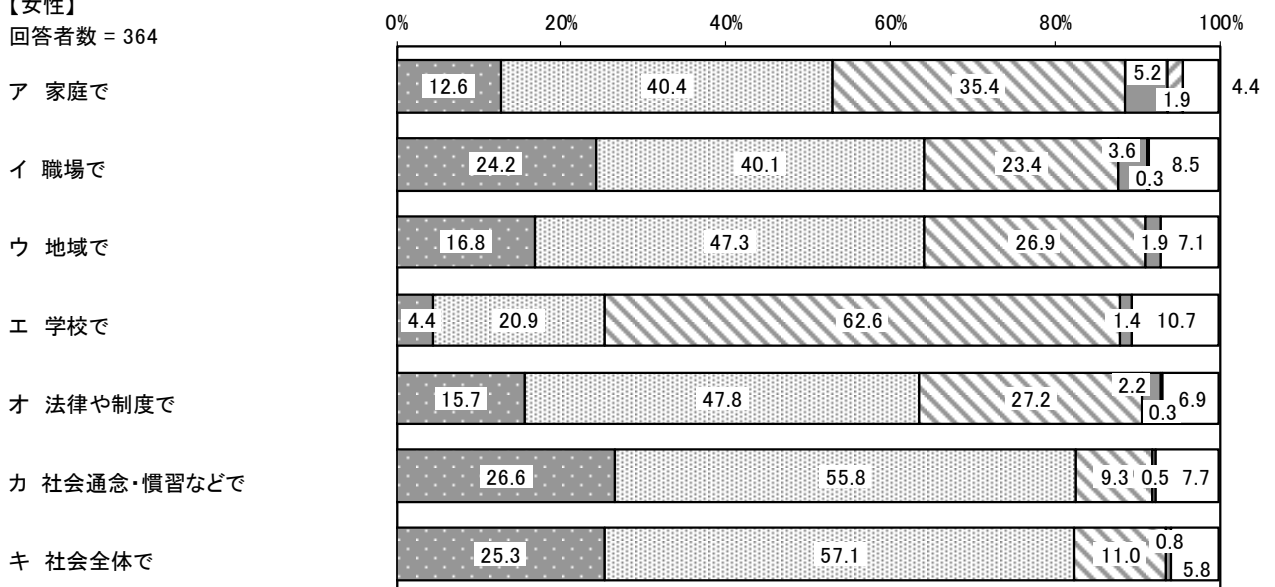
1)男女共同参画について

問1 あなたは、以下のア～キの分野で男女は平等な立場になっていると思いますか。

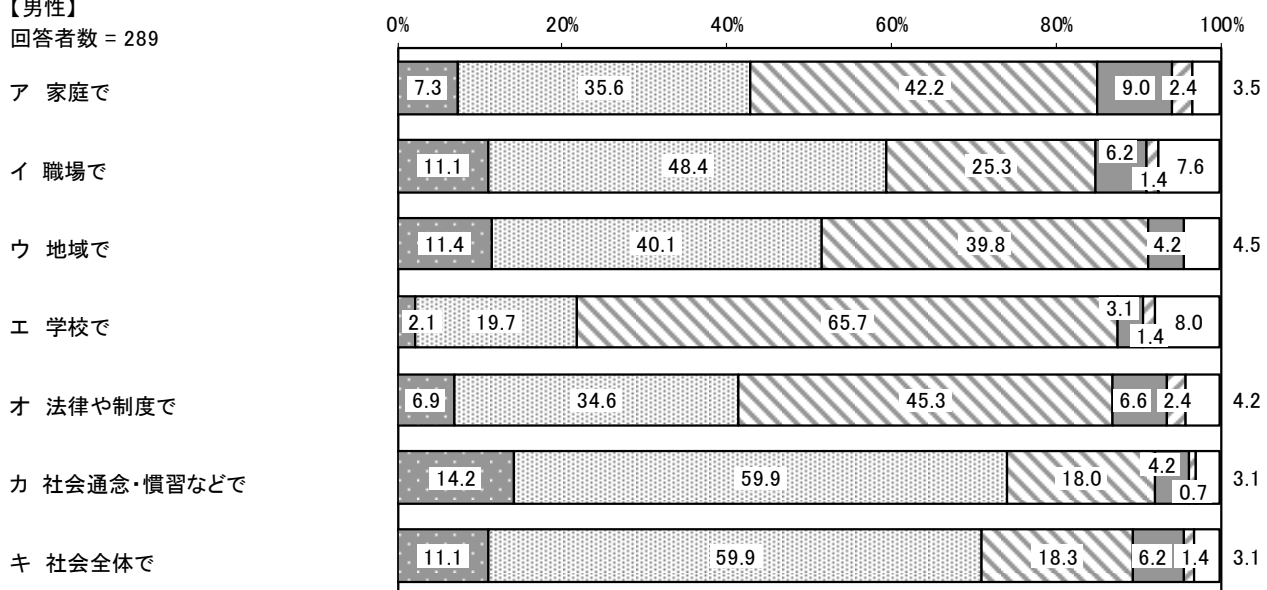
男女ともに『カ 社会通念・慣習などで』『キ 社会全体で』で「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「男性優遇」の割合が高くなっています。また、男女ともに『エ 学校で』、男性では『オ 法律や制度で』で「男女の地位は平等になっている」の割合が高くなっています。

- 男性の方が優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 男女の地位は平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が優遇されている
- 無回答

【女性】
回答者数 = 364



【男性】
回答者数 = 289



問2 あなたは、以下のア～キの考え方についてどう思いますか。

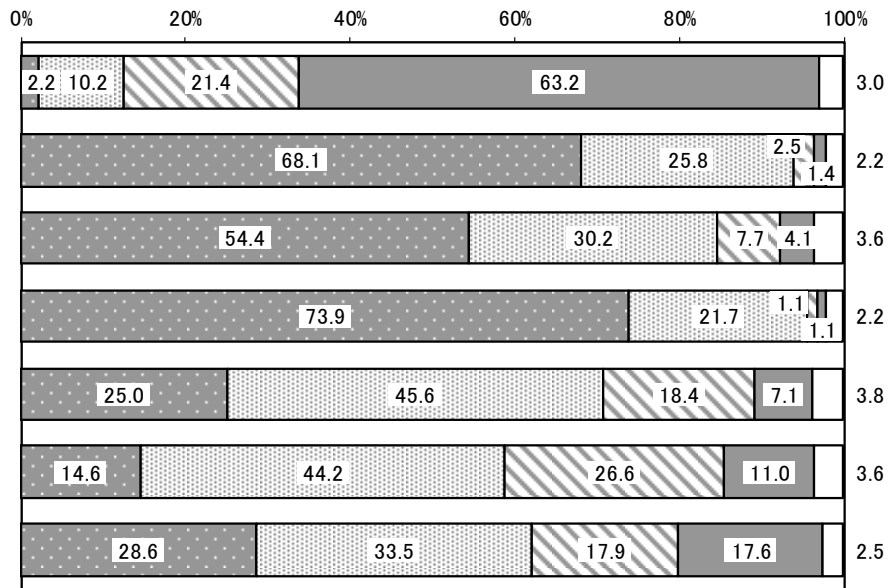
男女ともに『エ 家庭での育児や介護は夫婦で協力するほうがよい』で“思う”の割合が高くなっています。また、男女ともに『ア 「男は仕事、女は家庭」と役割を分けたほうがよい』で“思わない”の割合が高くなっています。

- そう思う
- どちらかといえばそう思う
- どちらかといえばそう思わない
- そう思わない
- 無回答

【女性】

回答者数 = 364

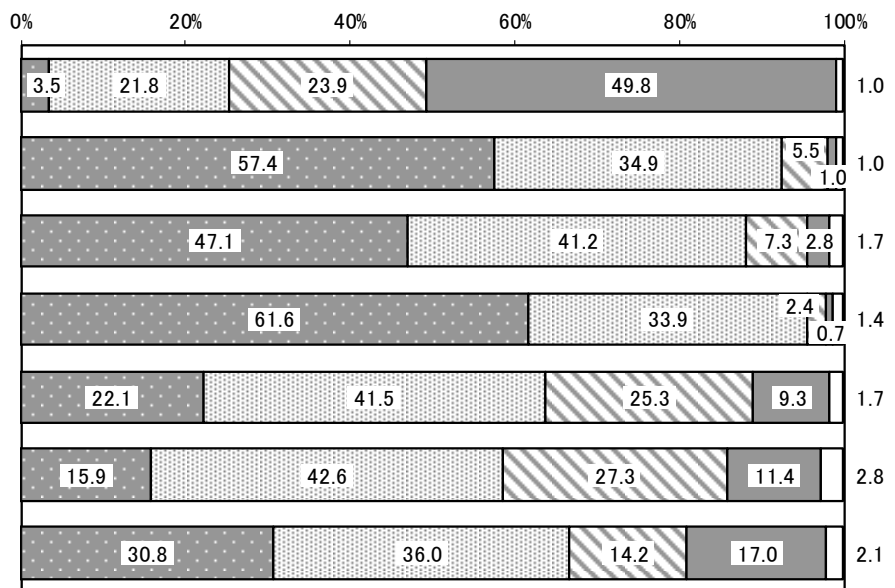
- ア 「男は仕事、女は家庭」と役割を分けたほうがよい
- イ 家事全般は夫婦で協力するほうがよい
- ウ 夫婦で家族を養うほうがよい
- エ 家庭での育児や介護は夫婦で協力するほうがよい
- オ 女性の能力が正當に評価されないから女性の役職(管理職)が増えない
- カ 女性が役職(管理職)に就くことに消極的だから役職(管理職)が増えない
- キ 結婚したら夫婦の姓は一緒にするほうがよい



【男性】

回答者数 = 289

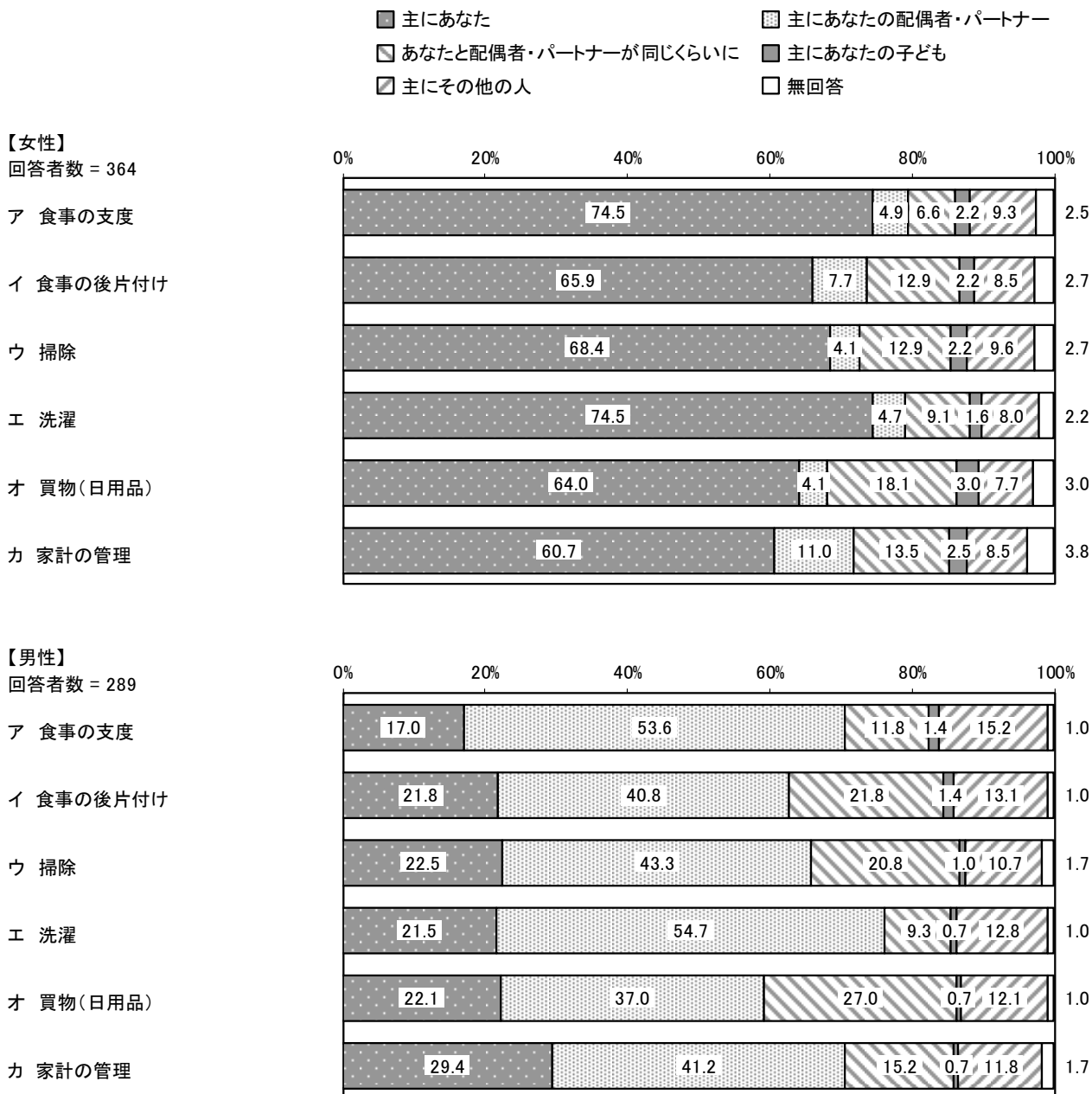
- ア 「男は仕事、女は家庭」と役割を分けたほうがよい
- イ 家事全般は夫婦で協力するほうがよい
- ウ 夫婦で家族を養うほうがよい
- エ 家庭での育児や介護は夫婦で協力するほうがよい
- オ 女性の能力が正當に評価されないから女性の役職(管理職)が増えない
- カ 女性が役職(管理職)に就くことに消極的だから役職(管理職)が増えない
- キ 結婚したら夫婦の姓は一緒にするほうがよい



2)家庭生活について

問1 あなたの家庭では、次にあげるようなことは、現在どなたが担当されていますか。
「該当しない」は、家族に高齢者や病気の人がいないなど、記入できないときに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

すべての項目において女性では6割以上が「主にあなた」が担当しているのに対し、男性は、約2割が「主にあなた」が担当し、男性の割合が未だ低くなっています。

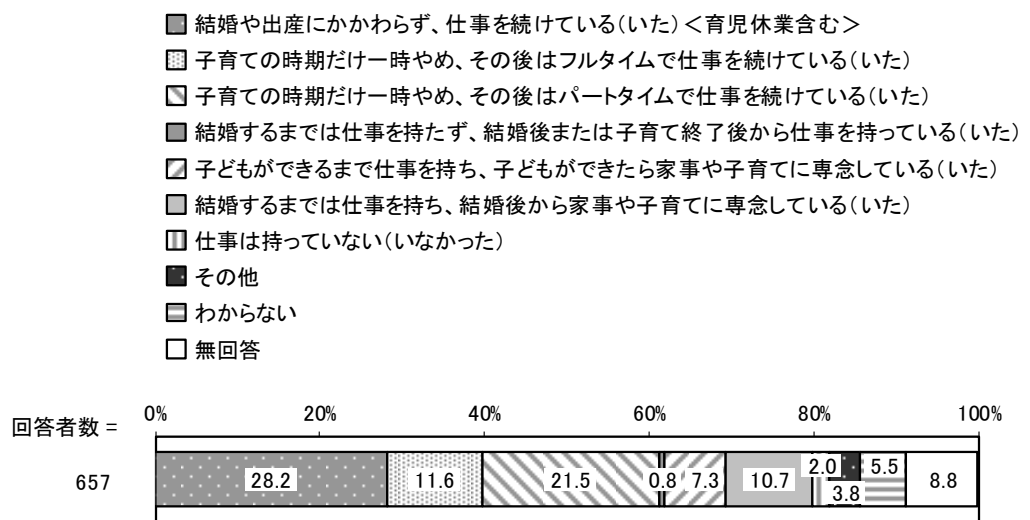


3)就労について

問 1 女性の働き方についておたずねします。

問 1-1 女性の方はあなた自身の、男性の方はあなたの妻の実際の働き方についてそれぞれ、次の頁の選択肢の中から最もあてはまるものを1つずつ選び、回答欄に番号を記入してください。
(未婚の方は結婚したと仮定してお答えください。)

「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている(いた)〈育児休業含む〉」の割合が 28.2%と最も高く、次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている(いた)」の割合が 21.5%、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続けている(いた)」の割合が 11.6%となっています。

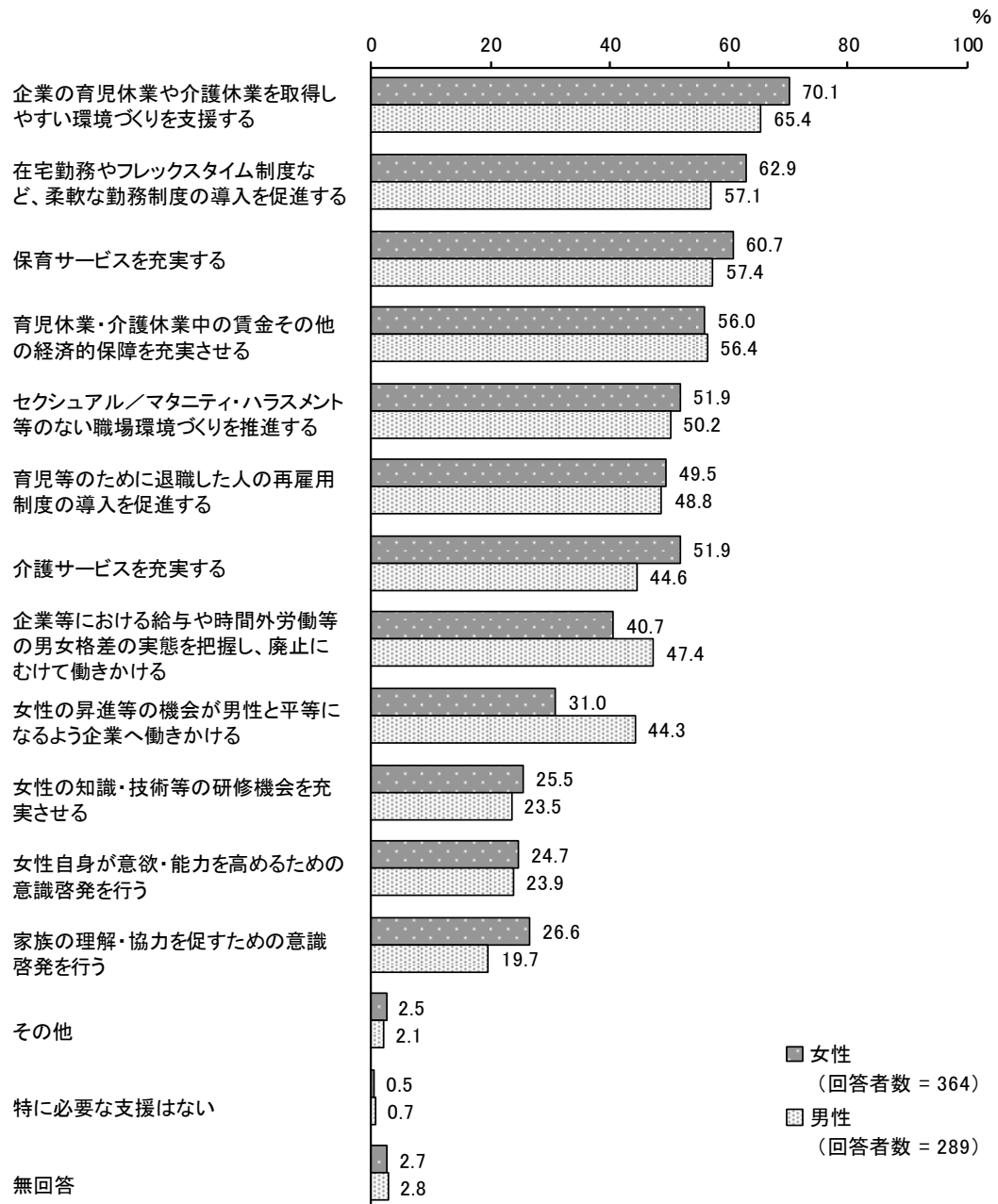


<「その他」の主な内容>

- ・その人の置かれた状況でさまざまな就労の形がある
- ・(正社員)で子どもが小学3年生までは時短で働く(10時~16時)
- ・子育ての状況に応じて、子の年齢に限らず就労時間をフレキシブルに短縮・延長したり、就労時間帯を調整できる
- ・出産前は会社員、出産で退職、出産後子育てしながら専門職の資格、取得

問2 一般的に、行政や企業がすべき、女性が働き続けるために必要な支援は何だと思
いますか。(あてはまるものすべてに○)

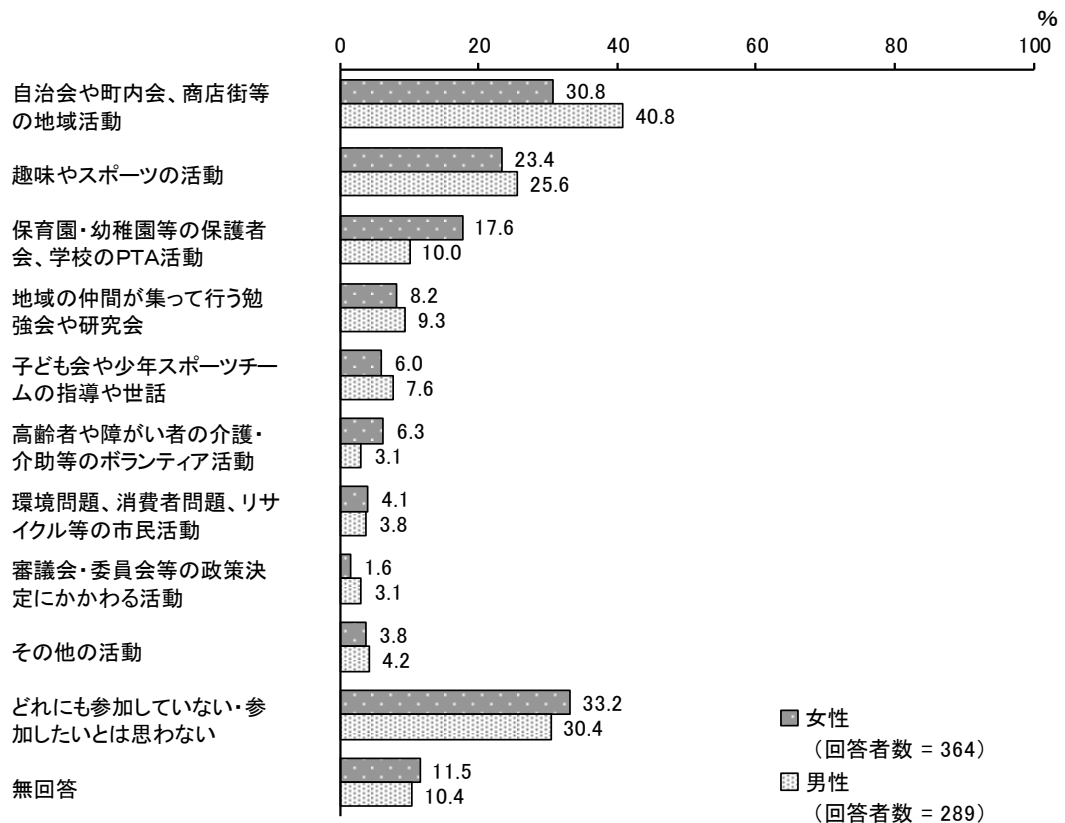
男性に比べ、女性で「介護サービスを充実する」「家族の理解・協力を促すための意識啓発を行う」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「企業等における給与や時間外労働等の男女格差の実態を把握し、廃止にむけて働きかける」「女性の昇進等の機会が男性と平等になるよう企業へ働きかける」の割合が高くなっています。



4)社会参加について

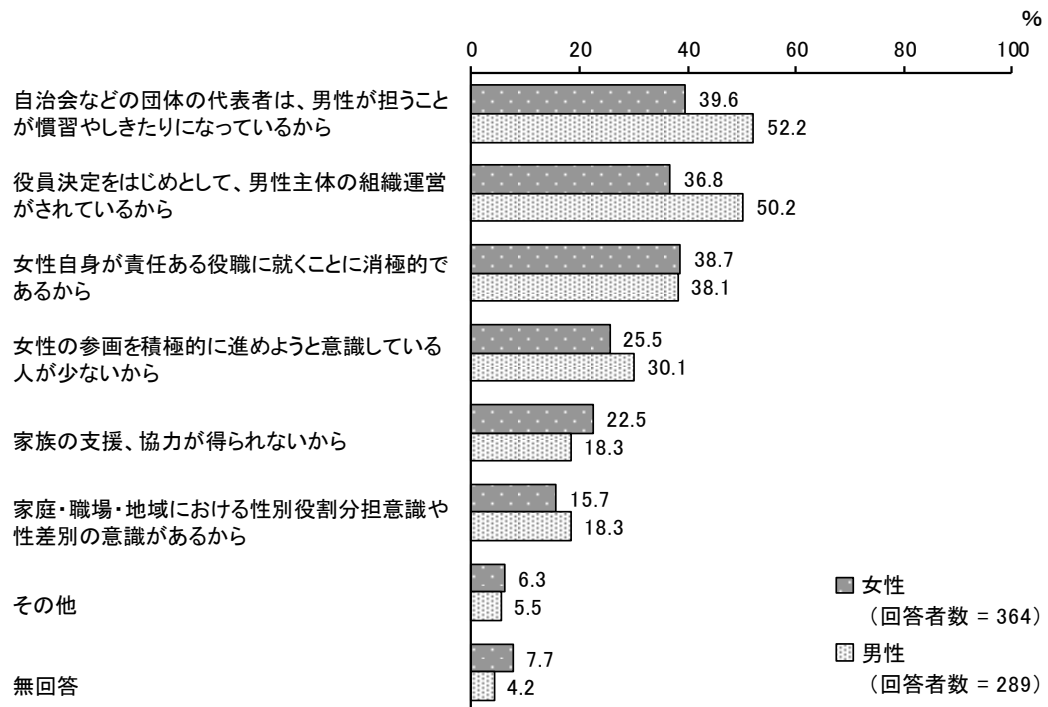
問1 あなたは、過去 1 年間に次のような活動に参加したことがありますか。また、今後参加してみたいですか。(それぞれあてはまるものすべてに○)

男性に比べ、女性で「保育園・幼稚園等の保護者会、学校のPTA活動」の割合が高くなっています。一方、女性に比べ、男性で「自治会や町内会、商店街等の地域活動」の割合が高くなっています。



問2 現在、自治会や町内会、PTA（会長）などの役職、議員や行政委員における女性の参画が低い傾向にありますが、その理由は何だと思えますか。
（あてはまるもの3つまで○）

女性に比べ、男性で「自治会などの団体の代表者は、男性が担うことが慣習やしきたりになっているから」「役員決定をはじめとして、男性主体の組織運営がされているから」の割合が高くなっています。



第4次松本市男女共同参画・女性活躍推進計画 施策分野別実績状況

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進
第3分野 男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止
第4分野 生涯を通じた男女の健康支援
第5分野 将来の男女共同参画社会の基盤づくり
第6分野 推進体制の整備・強化

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
1-1	市政等の政策決定過程への参画促進			
1	女性委員の比率の調査と公表	行政管理課 人権共生課	継続	34.0%
1-2	地域・職域組織等における男女共同参画の促進			
2	各組織に対し、性差に捉われない人選を呼びかける。(町会、農業組織、公民館(地区・町会))	地域づくり課、 農政課、生涯学習課	継続	実施
3	各地区の男女共同参画推進委員の育成・啓発を通して地域の女性登用を進める。	人権共生課	継続	実施
1-3	男女共同参画の視点を生かした防災対策の推進			
4	自主防災組織役員の女性参画促進・育成、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品配備、男女双方が参画した避難所運営が円滑化するマニュアル整備	危機管理課	継続	実施
5	女性消防団員比率の拡大	消防防災課	継続	64人

第2分野 労働・雇用における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
2-1	企業・従業員に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・相談			
6	労働教育	労政課	継続	年3回/1,100部
	職業・労働相談		継続	86件
	勤労者心の健康相談		継続	78件
	労働相談支援事業		継続	4,014件
	労働情報の提供		継続	年3回/1,100部
	仕事と家庭の両立促進事業		継続	セミナー(年1回)
2-2	育児・介護に対する支援の推進			
7	子育て支援センター事業	こども育成課	継続	【年間延べ利用者数】44,406人 【年間講座数】169回 【講座参加者数】親子 2,079組 延べ約4,200人
	休日保育事業	こども育成課	継続	【年間延利用者数】541人
	病後児保育事業	こども育成課	継続	【年間延利用者数】404人
	つどいの広場事業	こども育成課	継続	【年間延利用者数】67,225人
	ファミリー・サポート・センター事業	こども育成課	継続	【会員数】3,092人 【年間延利用件数】2,995件
	児童館設置運営事業	こども育成課	継続	【年間延利用者数】392,119人
	放課後児童健全育成事業	こども育成課	継続	【登録児童数】2,927人
	放課後子ども教室推進事業	こども育成課	継続	【登録児童数】101人 【延べ利用者数】4,899人
	児童育成クラブ設置育成事業	こども育成課	継続	【登録児童数】320人
	病児保育事業	こども育成課	継続	【年間延べ利用者数】1,603人
	子育てサポーター訪問事業	こども育成課	継続	【利用者登録数】1,460人 【サポーター登録数】131人 【年間延利用件数】2,341件
	子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	こども育成課	継続	【市民記者登録数】343人 【年間延べアクセス数】215,272件
	子育て支援ネットワークづくり事業	こども育成課	継続	【研修会実施回数】4回実施
	子ども子育て安心ルーム事業	こども育成課	継続	【年間延べ相談件数】4,300件
	子育て支援ショートステイ事業	こども福祉課	継続	延べ48人(118泊)
	保育の実施及び運営	保育課	継続	公・私立園66園で実施 ・公立保育園42園 ・私立保育園5園 ・私立認定こども12園 ・私立地域型保育施設7園
	延長保育事業	保育課	継続	公立保育園42園で実施
障害児保育事業	保育課	継続	公立保育園42園で実施 【受入人数】219人	
一時預かり事業	保育課	継続	公立保育園8園で実施	
私立保育所等経営安定費補助事業	保育課	継続	私立園10園で実施 ・私立保育園5園 ・私立認定こども5園	
私立保育所等施設整備補助事業	保育課	継続	補助対象園なし	
私立幼稚園等運営費補助事業	保育課	継続	私立園16園で実施 ・私立幼稚園7園 ・私立認定こども9園	

	私立幼稚園等建設補助事業	保育課	継続	私立園4園で実施 ・私立幼稚園2園 ・私立認定こども4園
	認可外保育施設補助事業	保育課	継続	認可外保育施設7園で実施
	介護保険制度(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護)	高齢福祉課	継続	60,315人
	ナイトケア利用料金助成事業	高齢福祉課	継続	申請者数193人
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	高齢福祉課	継続	利用者数22人
2-3	就職支援の推進			
	女性センター事業(就職・起業関連講座)	人権共生課	継続	1講座10人参加
8	トライあい・松本事業(就職・起業関連講座)	人権共生課	継続	4講座延47回開催 延受講者560人
	職業・労働相談	労政課	継続	86件
2-4	農林業・商工業分野における女性への支援と新しい働き方の基盤づくり [農業分野]			
	9 家族経営協定締結の推進	農政課	継続	R3年度締結数6組(累計240組)
	女性農業者の交流支援	農政課	継続	農村女性冬期講座年3回開催を予定したが(コロナ禍による中止) 松本産農産物を使った料理講座年4回開催
10	農業者講座	農政課	継続	年間1回開催
	農業に関する広報活動	農政課	継続	年間を通じ実施
	就農・経営に関する相談	農政課	継続	個別相談1件 東京で開催の移住・就農フェアへ参加(0回) 東京開催の合同就農相談会へ参加(オンライン:4回)
	[商工業分野]			
	11 起業家への支援	商工課	継続	51人
	12 商店街女性リーダー育成事業	商工課	継続	松本おかみさん会 会員27人
	13 テレワーク事務所設置支援事業	商工課	継続	16件
	ICT活用地域産業振興事業	商工課	継続	103人
2-5	企業に対するインセンティブの付与			
	14 公共調達における女性活躍推進企業への加点	契約管財課	継続	加点企業なし
	15 女性活躍関連優良企業の紹介	人権共生課	継続	市ホームページに掲載済

第3分野 男女共同参画の視点からの人権尊重と人権侵害の防止

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
3-1	男女共同参画の視点からの人権尊重の啓発推進			
16	女性センターや関連団体が実施する各種講座・イベント等の開催(第2分野の講座を除く)	人権共生課	継続	10講座延べ157名参加
17	各地区公民館における人権関連講座	生涯学習課	継続	35地区
18	中央図書館における特設コーナーの設置	中央図書館	継続	資料展示数 102点
3-2	犯罪被害防止策の推進			
19	配偶者暴力に対する支援の推進	子ども福祉課	継続	相談件数62件
20	高校生向けデートDV講座	人権共生課	継続	3講座延べ30人参加
21	メディアリテラシー講座事業	子ども育成課	継続	小学校21校、3,113人 中学校14校、4,802人 小・中学校1校、80人
	道徳・性教育におけるインターネット上の情報に対する教育	学校教育課(学校支援室)	継続	市内小学校28校 中学校20校(松原分校)
22	防災・防犯情報のメール配信	危機管理課	継続	46件
3-3	困難を抱えた人への支援推進と多様性の尊重			
23	生活困窮者自立支援事業	市民相談課	継続	新規相談者数:120人/月 就職・増収者数:47人
24	母子及び父子家庭並びに寡婦福祉資金貸付事業	子ども福祉課	継続	貸付件数13件(新規1件)
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給		継続	給付件数0件
	母(父)と子の集いバスハイク事業		継続	未実施
	母子ホーム運営事業		継続	入所世帯数5世帯
	ひとり親家庭相談事業		継続	相談件数326件
	女性相談事業		継続	相談件数349件
	自立支援教育訓練給付金支給事業		継続	給付件数4件
	高等職業訓練促進事業		継続	給付件数5件(新規1件)
	家庭児童相談室運営事業		継続	512件
	ひとり親家庭支援医療		継続	給付額 100,844千円
	子どもの未来応援事業		継続	市内13会場で実施
子育て支援事業利用料金助成金	子ども育成課	継続	【年間延べ申請数】67件	

25	生活管理指導短期宿泊事業	高齢福祉課	継続	利用者数32人
	成年後見センター体制整備事業	高齢福祉課	継続	受任件数47件
		障がい福祉課	継続	
	成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課	継続	市長申立件数10件
		障がい福祉課	継続	(障害分)市長申立3件
	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク	高齢福祉課	継続	・協議会 年2回開催 ・事業所向け対応研修会 年1回 (Web開催) ・周知啓発活動 年1回
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク	障がい福祉課	継続	・会議 年2回 ・啓発講演会 年1回	
26	障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業	障がい福祉課	継続	R4.3請求分 726件 (内訳:A型103件、B型623件)
	多文化共生事業	人権共生課	継続	ポルトガル語相談1,200件、 翻訳依頼103件、通訳依頼75件、 多文化共生推進協議会2回開催、 多文化共生フォーラム1回(全てR3年 度)
	多文化共生プラザ運営事業		継続	R3年度利用者1,336人、 相談1,455件
27	性の多様性に関する理解の啓発		継続	15講座延べ574名参加

第4分野 生涯を通じた男女の健康支援

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
4-1	妊娠・出産に関する母子健康支援の推進			
28	助産事業	こども福祉課	継続	実施件数3件
	こんにちは赤ちゃん事業		継続	664件
29	母子保健事業	健康づくり課	継続	72.6%
	少子化対策事業		継続	・不妊治療助成事業 244人 ・不育症治療助成事業 3人
30	松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	福祉政策課 (医務担当)	継続	・共通診療ノート配布2,883冊 ・医師研究費支給58人
4-2	女性特有のがんへの対策の実施			
31	乳がん検診	健康づくり課	継続	受診者数9,503人
	子宮がん検診		継続	受診者数10,107人
4-3	性に対する正しい理解と性感染症予防の啓発			
32	エイズ・HIV等性感染症予防対策事業	健康づくり課	継続	小学校44回 3,063人 中学校40回 3,861人 他学校6回 122人
	学校教育における性教育	学校教育課 (学校支援室)	継続	市内小学校28校中学校 校20校(松原分校)
4-4	ライフステージに応じた生活習慣改善			
33	子どもの生活習慣改善事業	健康づくり課	継続	・歩数計の貸し出し 小学校1校25個 ・元気アップたよりの発行 小学校4年生、中学校2年生 年2回発行
	生活習慣病予防教室(糖尿病予防)		継続	新型コロナウイルスの影響で中止
	働く世代の生活習慣病予防事業		継続	職場で健康講座17回、294人
	身体活動維持向上事業		継続	未実施
	若いときからの認知症予防対策事業		継続	休止
	市民歩こう運動推進事業		継続	全イベント・講座延べ参加者: 35,320人 全イベント・講座の是実施回数:379 回
34	一般介護予防事業	高齢福祉課	継続	介護予防講座77回
4-5	ふれあい健康教室・出張ふれあい健康教室			
35	薬物乱用防止啓発事業	こども育成課	継続	小学校22校 2,065人 中学校12校 2,088人 小・中学校2校 96人
36	喫煙及び受動喫煙防止対策	健康づくり課	継続	たばこ健康に関する啓発講座の実 施 35地区17回
37	学校における保健指導	学校教育課 (学校支援室)	継続	市内小学校28校中学校20校(松原 分校)
4-6	自殺予防対策の推進			
38	自殺対策事業	健康づくり課	継続	いのちのきずな 相談者延数1,462人 地域支援者育成 106回 1,905人
39	各種相談事業	人権共生課	継続	電話相談 177件 面接相談 246件 女性弁護士相談 77件

第5分野 将来の男女共同参画社会の基盤づくり

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
5-1 青少年等に対する男女共同参画を推進する教育・学習の実施				
40	道徳・性教育における性差の尊重と男女共同参画の学習	学校教育課 (学校支援室)	継続	市内小学校28校中学校20校(松原分校)
	中学校における職場体験学習と進路指導		継続	職場体験学習市内中学校19校 進路学習市内中学校19校
41	中学生向け冊子「松本の『ものづくり』」の作成・配布	労政課	継続	
42	松本市教育文化センターにおける各種講座	教育政策課	継続	①天体観測関係講座 16回実施 161名参加 ②科学講座 16回実施 150名参加
	松本版・信州型コミュニティスクール	生涯学習課	継続	35地区
	地区公民館事業の学校・育成会・子どもを対象とした事業		継続	35地区
	「子ども向け環境基本計画ハンドブック」の配布	環境・地域 エネルギー課	継続	冊子を電子化し、市HPで閲覧、ダウンロードに変更
	いきものみつけファームin松本		継続	・開催回数 4回 ・参加人数253人
	エコスクール事業		継続	参加者数 153人
	環境教育支援事業		継続	市内小中学校で43講座
理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座	人権共生課	継続	未実施	
女性指導者研修事業		継続	未実施	

第6分野 推進体制の整備・強化

具体的事業・取組み		担当課	継続・新規(R4)	R3実績値
6-1	43 計画推進の管理	人権共生課	継続	実施
6-2	44 市民からの意見の反映		継続	実施
6-3	45 情報収集・研究		継続	実施
6-4	46 市民への情報発信		継続	実施
6-5	47 関係団体への支援		継続	実施

第4次松本市男女共同参画計画の成果指標

分野	回答課	No.	成果指標	第4次計画策定時点	年度	達成	R3実績値	目標値
全体	人権共生課	1	市民満足度調査の「松本市での暮らしに対する満足度」の「満足している」、「どちらかといえば満足している」の割合	88.4%	R3		72.9%	増加
		2	上記回答の男女間の乖離ポイント差	0.7ポイント	R3		2.1ポイント	現状維持

基本目標	回答課	No.	成果指標	第4次計画策定時点	年度	達成	R3実績値	目標値		
第1分野	人権共生課	1	審議会等の女性委員の割合	33.2%	R3		34.0%	35.1%		
		2	「男女共同参画・人権に関する意識調査」の「過去1年間の社会参加経験」の以下の項目の男女差の縮小							
		(1)	「自治会や町内会、商店街等の地域活動」	15.3ポイント	R3	○	10ポイント	12.5ポイント		
		(2)	「保育園の保護者会、幼稚園・学校のPTA活動」	10.3ポイント	R3	○	7.6ポイント	9.5ポイント		
第2分野	人権共生課	1	仕事と家庭の両立支援事業における育児介護休業取得促進規定等作成企業数	8社	R3		終了	150社		
	健康づくり課	2	両親学級への夫(パートナー)の参加率	23.8%	R3		終了	30.0%		
	こども育成課	3	ファミリーサポートセンター会員数(依頼会員・依頼協力会員)	2,356人	R3	○	3,092人	2,600人		
	農政課	4	農林業従事者世帯の家族経営協定の締結数の累計	208組	R3		240組	241組		
	商工課	5	テレワーク等誘致事業所数	2件	R3	○	16件	15件		
	人権共生課	6	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合							
		(1)	「入園前の幼児の親」の「出産や育児を支えるための環境(体制)やサービスが充実している」	72.8%	R3		70.9%	増加		
		(2)	「園児の親」の「安心して子どもを預けることができる保育園・幼稚園・認定こども園がある」	84.1%	R3		32.3%	現状維持		
		(3)	「子どもの親」の「子どもを育てやすいまちである」	78.6%	R3		71.8%	85.0%		
		(4)	「介護サービス利用者と同居者」の高齢者が安心して生活していける地域である」	58.4%	R3		53.9%	増加		
		(5)	【就業者】「働く人の健康に気を配っている事業所が多い地域である」	74.2%	R3		42.5%	増加		
		7	「男女共同参画・人権に関する意識調査」における男性の平日の家事従事時間「30分以内」の割合の縮小	52.7%	R3		51.6%	50.0%		
		8	厚生労働省ホームページの「えるぼし」認定企業一覧に掲載された松本市を所在地とする企業数	0社	R3		1社	10社		
9		計画年度中には結果が出ない以下の指標の値								
(1)	国勢調査における松本市の管理的職業従事者(雇用者)の女性の割合(5年に1回の国勢調査による。)	9.5% (H27の数値)	R3	○	13.1%	11.0%				
(2)	国勢調査における松本市の30～34歳女性の労働力率の値(5年に1回の国勢調査による。)	70.6% (H27の数値)	R3		75.6%	75.6%				

分野	回答課	No.	成果指標	第4次計画 策定時点	年度	達成	R3実績値	目標値	
第3分野	生涯学習課	1	各地区での人権学習イベント等参加者数	14,956人	R3		5,027人	18,000人	
	市民相談課	2	まいさぼ松本の就労支援による就職者数	75人	R3		47人	100人以上	
	人権共生課	3	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合						
		(1)	「市民が互いの個性や立場を尊重し合える地域である」	43.0%	R3		33.1%	45.0%	
		(2)	「消費生活や経済面で困ったときに相談できる所がある」	27.5%	R3		22.3%	増加	
		(3)	「高齢者が安心して生活していける地域である」の「高齢者(60歳以上)」	57.5%	R3		49.1%	増加	
		(4)	「障害者が安心して生活していける地域である」の「障害者と同居者」	46.1%	R3		45.5%	増加	
		4	「外国人住民の生活実態に関するアンケート調査」における以下の数値						
		(1)	「病院に行った時に困ったことは何ですか」の問いに対する「医師による病気や治療の説明がわからなかった。」の割合の低下	35.7%	R3		なし	25.0%	
		(2)	「出産や育児で困っている(困った)ことはありますか。」の質問に対する「困っていることはない。」の割合の上昇	65.1%	R3		なし	75.0%	
	人権共生課	5	「男女共同参画・人権に関する意識調査」の以下の項目の割合の縮小						
		(1)	DV被害経験(身体的・精神的・性的の各暴力被害)の「何度も受けた」、「1、2度受けた」の割合						
		ア	身体的 [命の危険を感じるほどの暴行]	3.5%	R3		女性7.1% 男性1.4%	2.5%	
		イ	精神的 [大声でどなる行為]	30.9%	R3		女性29.1% 男性21.8%	25.0%	
		ウ	性的 [嫌がっているのに性的な行為を強要]	6.8%	R3		女性12.3% 男性0.7%	4.8%	
(2)		同調査における「相談できなかった」、「相談しようとは思わなかった」の割合	64.2%	R3		女性54.6% 男性85.2%	63.0%		
第4分野	健康づくり課	1	喫煙率	12.2%	R3		11.6%	10%	
		2	中2女子の肥満度が-20%未満のやせ(女)	6.4%	R3		終了	5.3%	
		3	40～69歳男性の肥満割合(BMI25%以上) ※国保特定検診受診者に対する肥満者の割合	29.0%	R3		39.53%	25.0%	
		4	低栄養傾向(BMI20%以下)女性高齢者の割合※国保特定検診・後期高齢者検診受診者に対する低栄養傾向者の割合	25.0%	R3	○	22.5%	減少	
		5	乳がん検診受診率	18.8%	R3		21.5%	25.7%	
		6	子宮がん検診受診率	18.2%	R3		18.9%	21.8%	
	人権共生課	7	市民満足度調査の以下の項目の「そう思う」、「ややそう思う」の割合の増加						
		(1)	「健康について考え、実践できる環境がある。」	62.2%	R3	○	63.7%	増加	
		(2)	「夜間、休日時において、必要な医療を受けることができる」	81.0%	R3		72.1%	83.0%	
	健康づくり課	8	計画年度中に結果が出ない以下の指標の値						
		(1)	松本市の健康寿命(男)	79.47歳	R3	○	80.34(H30)	延伸	
		(2)	松本市の健康寿命(女)	84.34歳	R3	○	84.67(H30)	延伸	
	高齢福祉課	9	介護保険第2号要介護認定者数	155人	R3		141人	140人	
	健康づくり課	10	自殺者数	39人	R3		42人	自殺死亡率 13.6以下 自殺者数 31人以下	
	人権共生課	1	女性センター事業の理工系分野に興味を持つ女子中高生を対象とした出前講座実施延件数	0件	R3		0件	中学校5校 高等学校5校	
2		「松本市男女共同参画・人権アンケート(市内中高生対象)」の以下の状況							
(1)		「『男は仕事、女は家庭』と役割を分けたほうがよい」に対する、男子の「そう思わない」回答割合	42.5%	R3	○	55.7%	50.0%		
(2)		「理想とする結婚後の女性の働き方」に対する「育児のため休暇をとり、仕事を続ける」と答えた男子の割合	24.5%	R3	○	30.7%	26.5%		
(3)		同問いに対する「子どもができるまで就労し、子どもができたら家事や子育てに専念」と答えた男子の割合の縮小	23.7%	R3	○	14.6%	20.0%		

1 附属機関等における女性委員の参画状況

(1) 概 要

R 4 . 3 . 3 1 現在

区 分	委員 会数	委 員 数			前年度 割合(%)	割合増減 (ポイント)
		総数(人)	女性(人)	割合(%)		
行政委員会（自治法 180条の5）	7	61	13	21.3	20.0	1.3
法律・条例により設置 されている審議会等	44	1,099	239	21.7	22.2	△0.5
要綱等により設置さ れている委員会等	62	1,053	279	26.5	25.3	1.2
法律に基づいて設置 されている委員	3	568	414	72.9	72.4	0.5
計	116	2,781	945	34.0		
前年度実績	115	2,869	957	33.4		
増 減	1	△88	△12	0.6		

※ 休会中・選任なしの附属機関等は計上していません。

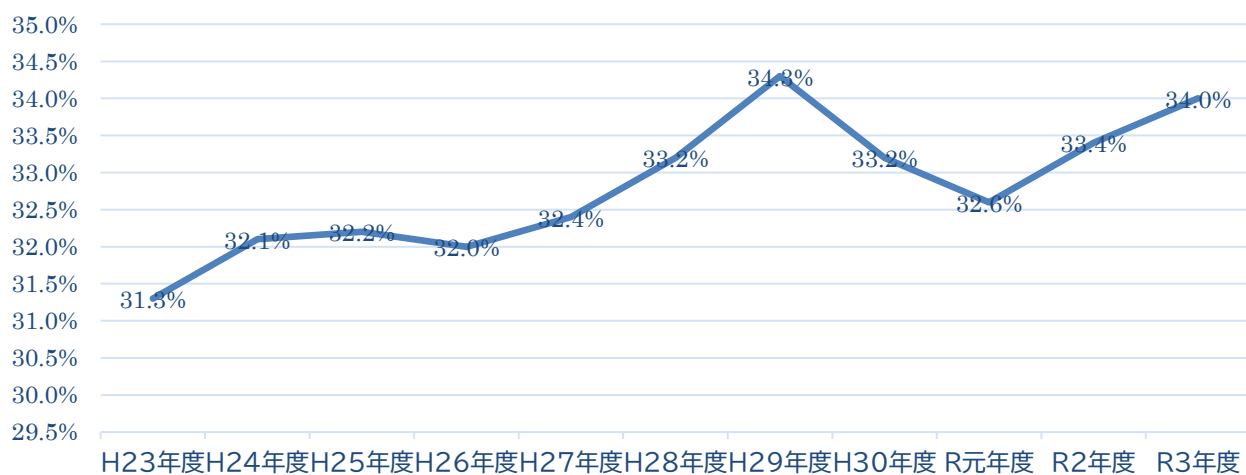
(2) 各審議会等の状況

別紙 調査票①のとおり

2 女性委員の比率の推移

別紙 調査票②のとおり

松本市の附属機関等の女性委員比率の推移



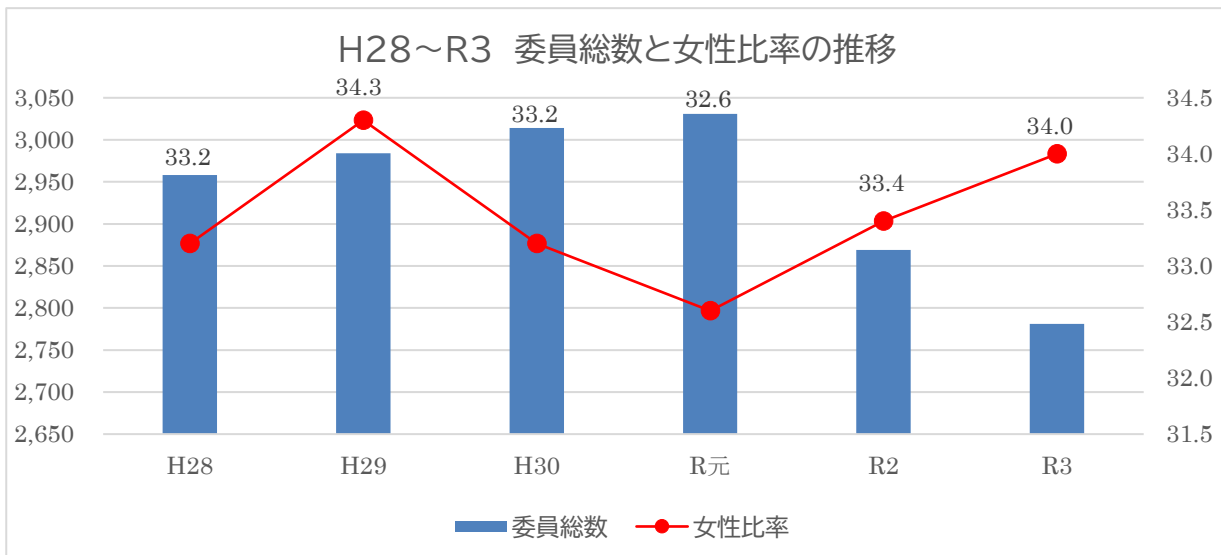
3 調査結果

前回調査から増減のあった審議会等は以下のとおり

①今回調査で休会中及び選任なしとなった審議会等	6 機関
うち、女性委員の減少に影響した審議会等	5 機関
②前回調査で休会中及び選任なしで、 今回調査で設置された審議会等	2 機関
うち、女性委員の増加に影響した審議会等	1 機関
③今回調査で新規の審議会等	11 機関
うち女性委員の増加に影響した審議会等	10 機関
④今回調査で廃止・解散した審議会数	6 機関
うち女性委員の割合が低かった審議会	3 機関

4 H28年度～R3年度の調査結果

	H28	H29	H30	R元	R2	R3
附属機関等の数	112	115	120	122	115	116
委員総数(人)	2,958	2,984	3,014	3,031	2,869	2,781
女性委員数(人)	981	1,024	1,000	988	957	945
女性比率	33.2%	34.3%	33.2%	32.6%	33.4%	34.0%



審議会等における女性委員の参画状況調査表①

R4.3.31現在						
区分	No	新規	委員会（審議会）等の名称	委員構成(単位:人)		女性比率 %
				総数	女性	
行政委員会の委員 (自治法180条の5)	1		公平委員会	3	2	66.7
	2		選挙管理委員会	4	3	75.0
	3		監査委員	3	1	33.3
	4		固定資産評価審査委員会	3	1	33.3
	5		農業委員会（農業委員）	26	3	11.5
	6		農業委員会（農地利用最適化推進委員）	18	1	5.6
	7		教育委員会	4	2	50.0
計 7 (7)				61	13	21.3
法律・条例等により設置されている審議会等の委員	8		松本市名誉市民選考委員会	R3選任なし		
	9		松本市消費者問題協議会	13	6	46.2
	10		松本市差別撤廃人権擁護審議会	18	4	22.2
	11		松本市男女共同参画推進委員会	20	11	55.0
	12		松本市情報公開・個人情報保護審査会	3	0	0.0
	13		松本市個人情報保護制度審議会	5	2	40.0
	14		松本市行政不服審査会	3	1	33.3
	15		松本市公の施設指定管理者選定審議会	8	3	37.5
	16		松本市防災会議	54	7	13.0
	17		松本市防犯推進会議	15	4	26.7
	18		民生委員推薦会	12	5	41.7
	19	☆	松本市社会福祉審議会	20	8	40.0
	20	☆	松本市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	12	3	25.0
	21	☆	松本市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	6	2	33.3
	22	☆	松本市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	14	7	50.0
	23	☆	松本市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	12	3	25.0
			健康福祉21市民会議	廃止		
			健康福祉21市民会議ひろば専門員会	廃止		
			健康福祉21市民会議障害者福祉専門員会	廃止		
			松本市健康福祉21市民会議 介護保険・高齢福祉専門員会	R3廃止		
	24		松本市国民健康保険運営協議会	21	5	23.8
	25	☆	松本市保健所運営協議会	11	2	18.2
			松本市健康福祉21市民会議 健康母子専門員会	R3廃止		
	26	☆	松本市感染症診査協議会	9	3	33.3
	27		松本市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会	32	8	25.0
	28		松本市子どもにやさしいまちづくり委員会	15	3	20.0
			松本市子ども・子育て会議	廃止		
	29		松本市環境審議会	20	5	25.0
	30		松本市農業振興地域整備促進等協議会	33	3	9.1
	31		松本市公設地方卸売市場運営協議会	16	4	25.0
	32		松本市音楽文化ホール運営委員会	10	5	50.0
	33		松本市文化芸術振興審議会	7	1	14.3
	34		松本市スポーツ推進審議会	11	0	0.0
	35		松本市交通安全対策委員会	20	4	20.0
	36		松本市都市計画審議会	18	7	38.9
	37		松本市景観審議会	13	2	15.4
	38	※	松本市空家等対策協議会	16	0	0.0
	39		松本市開発審査会	7	3	42.9
	40		松本市建築審査会	7	2	28.6
	41		松本市中高層建築物建築紛争調停委員会	5	1	20.0
	42		松本市社会教育委員	14	4	28.6
	43		松本市教育文化センター運営委員会	9	2	22.2
	44		松本市心身障害児就学支援委員会	15	4	26.7
	45		松本市いじめ問題対策調査委員会	10	2	20.0
	46		松本市学校給食センター運営委員会	18	10	55.6
	47		松本市公民館運営審議会・Mウィング文化センター運営委員会	17	10	58.8
	48		松本市青少年ホーム運営委員会	7	5	71.4
	49		松本市図書館協議会	8	5	62.5
50		松本市文化財審議会	8	2	25.0	
51		松本市博物館協議会	9	2	22.2	
非会議・実務の委員	52		松本市環境美化巡視員	498	69	13.9
計 44 (41)				1,099	239	21.7

R3.3.31現在			女性委員増減	
委員構成(単位:人)	女性比率 %	増減数 人	比率増減 ポイント	
			総数	女性
3	2	66.7	0	0.0
4	3	75.0	0	0.0
3	2	66.7	△ 1	△ 33.3
3	1	33.3	0	0.0
25	2	8.0	1	3.5
18	0	0.0	1	5.6
4	2	50.0	0	0.0
60	12	20.0	1	1.3
3	0	0.0	0	0.0
13	6	46.2	0	0.0
18	4	22.2	0	0.0
20	11	55.0	0	0.0
3	0	0.0	0	0.0
5	2	40.0	0	0.0
3	1	33.3	0	0.0
8	4	50.0	△ 1	△ 12.5
55	5	9.1	2	3.9
15	4	26.7	0	0.0
12	3	25.0	2	16.7
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
廃止				
廃止				
廃止				
5	3	60.0		△ 60.0
21	6	28.6	△ 1	△ 4.8
-	-	-	-	-
11	6	54.5	△ 6	△ 54.5
-	-	-	-	-
32	7	21.9	1	3.1
15	6	40.0	△ 3	△ 20.0
廃止				
20	5	25.0	0	0.0
31	4	12.9	△ 1	△ 3.8
15	4	26.7	0	△ 1.7
10	5	50.0	0	0.0
8	2	25.0	△ 1	△ 10.7
11	1	9.1	△ 1	△ 9.1
20	3	15.0	1	5.0
19	7	36.8	0	2.0
15	2	13.3	0	2.1
R2選任なし				
7	3	42.9	0	0.0
7	2	28.6	0	0.0
5	1	20.0	0	0.0
15	5	33.3	△ 1	△ 4.8
9	0	0.0	2	22.2
15	4	26.7	0	0.0
10	3	30.0	△ 1	△ 10.0
18	8	44.4	2	11.1
19	11	57.9	△ 1	0.9
7	4	57.1	1	14.3
9	6	66.7	△ 1	△ 4.2
9	2	22.2	0	2.8
9	2	22.2	0	0.0
494	72	14.6	△ 3	△ 0.7
1,021	224	21.9	15	△ 0.2

R4.3.31現在						
区分	No	新規	委員会(審議会)等の名称	委員構成(単位:人)		女性比率 %
				総数	女性	
要綱等により設置されている委員会等の委員			健康寿命延伸都市・松本の創造協議会	R3廃止		
	53		松本市行政評価市民委員会	R3選任なし		
	54	※	松本市国土強靱化地域計画検討委員会	8	3	37.5
	55		松本市ユニバーサルデザイン推進会議	8	1	12.5
			松本市新庁舎建設市民懇話会	解散		
			松本市市民活動推進委員会	廃止		
			松本市基本構想2030市民会議	R3廃止		
			松本市森林再生検討会議	R3廃止		
	56	☆	松本「シンカ」推進会議	21	4	19.0
	57		松本市歴史的風致維持向上協議会	14	2	14.3
	58		松本市地域づくり市民委員会	16	8	50.0
	59		松本市多文化共生推進協議会	16	8	50.0
	60		松本市平和祈念式典実行委員会	13	5	38.5
	61		松本市文書館運営協議会	5	3	60.0
	62	☆	松本市公契約条例検討委員会	8	2	25.0
	63		松本市地域包括支援センター運営協議会	12	5	41.7
	64		松本市老人ホーム入所判定委員会	7	1	14.3
	65		松本市有償運送運営協議会	13	2	15.4
	66		松本市地域包括ケア協議会	22	6	27.3
	67		松本市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会	21	5	23.8
	68		松本市認知症施策推進協議会	12	6	50.0
	69	☆	健康づくり推進協議会	9	6	66.7
	70		松本市エイズ・HIV等性感染症予防啓発推進協議会	22	14	63.6
	71		松本市新型インフルエンザ対策委員会	休会中		
	72		松本市自殺予防対策推進協議会	28	6	21.4
	73		松本市三献運動推進協議会	46	11	23.9
			松本市たばこ対策推進協議会	R3廃止		
			松本市放課後子どもプラン運営委員会	廃止		
	74		松本市要保護児童対策地域協議会	24	10	41.7
	75		松本市保育所障害児入所審査委員会	11	9	81.8
	76		松本市林業振興協議会	15	1	6.7
	77		松本市四賀森林整備推進委員会	8	0	0.0
			奈川地区農業再生協議会	廃止		
			松本市梓川営農支援センター	廃止		
			波田地区農業再生協議会	廃止		
			松本市商店等グレードアップ事業審査会	廃止		
	78		松本市エコトピア山田環境保全協議会	12	1	8.3
	79		松本市有価資源物価格協議委員会	10	0	0.0
	80		松本市ごみ収集業務のあり方検討会議	10	0	0.0
	81	☆	松本市廃棄物処理施設設置審査会	5	0	0.0
	82		松本市創業支援事業及び空き店舗活用事業審査会	7	2	28.6
	83		松本市工業団地等分譲企業選考委員会	休会中		
	84		松本市農業支援センター経営改善指導班会議	23	0	0.0
	85		松本市地産地消推進会議	17	2	11.8
	86		松本市農業再生協議会	38	2	5.3
			四賀地区農業再生協議会	廃止		
	87		松本市四賀有機センター運営委員会	14	1	7.1
	88		松本市人・農地プラン検討会	R3選任なし		
	89		農畜産物販売促進事業審査会(旧:松本市第6次産業化支援事業審査会)	10	4	40.0
	90		松本市技能功労者褒賞審査会	7	1	14.3
	91		松本勤労者福祉センター運営協議会	10	1	10.0
	92		松本市文化芸術表彰選考委員会	5	2	40.0
	93		松本市美術館美術資料等選定委員会	7	2	28.6
	94		松本市次世代交通政策検討委員会	R4.2.27任期満了後選任なし		
	95		松本市地域公共交通会議	25	1	4.0
	96		松本市景観賞選考委員会	10	2	20.0
	97		松本市防災都市づくり計画策定専門委員会	10	0	0.0
	98		松本市市道道路協力団体審査委員会	5	0	0.0
	99		松本市都市計画策定市民会議	18	6	33.3
	100		松本市教育振興基本計画策定委員会	13	4	30.8
	101		松本市新科学館建設検討委員会	5	2	40.0
	102		学都松本推進協議会	13	6	46.2
	103		松本市教育文化センター専門委員会	11	4	36.4
	104		松本市立小学校・中学校結核対策委員会	5	3	60.0
	105		松本市特別支援教育推進協議会	5	0	0.0
	106		松本市あがたの森文化会館管理運営委員会	休会中		
	107		学都松本子ども読書活動推進委員会	9	7	77.8

R3.3.31現在			女性委員増減	
委員構成(単位:人)		女性比率	増減数	比率増減
総数	女性	%	人	ポイント
22	6	27.3	△6	△27.3
29	6	20.7	△6	△20.7
休会中				
9	2	22.2	△1	△9.7
解散				
廃止				
21	5	23.8	△5	△23.8
8	2	25.0	△2	△25.0
—	—	—	—	—
14	2	14.3	0	0.0
16	8	50.0	0	0.0
16	8	50.0	0	0.0
13	5	38.5	0	0.0
5	3	60.0	0	0.0
—	—	—	—	—
13	5	38.5	0	3.2
7	1	14.3	0	0.0
13	1	7.7	1	7.7
24	7	29.2	△1	△1.9
21	4	19.0	1	4.8
12	6	50.0	0	0.0
—	—	—	—	—
24	14	58.3	0	5.3
13	1	7.7	△1	△7.7
28	6	21.4	0	0.0
48	10	20.8	1	3.1
15	6	40.0	△6	△40.0
廃止				
24	9	37.5	1	4.2
11	9	81.8	0	0.0
15	1	6.7	0	0.0
8	0	0.0	0	0.0
廃止				
廃止				
廃止				
廃止				
12	1	8.3	0	0.0
10	0	0.0	0	0.0
10	0	0.0	0	0.0
—	—	—	—	—
7	2	28.6	0	0.0
休会中				
23	0	0.0	0	0.0
18	2	11.1	0	0.7
39	2	5.1	0	0.1
廃止				
16	1	6.3	0	0.9
20	7	35.0	△7	△35.0
10	4	40.0	0	0.0
7	0	0.0	1	14.3
10	1	10.0	0	0.0
5	1	20.0	1	20.0
7	2	28.6	0	0.0
22	1	4.5	△1	△4.5
25	2	8.0	△1	△4.0
10	2	20.0	0	0.0
10	0	0.0	0	0.0
5	0	0.0	0	0.0
18	6	33.3	0	0.0
13	4	30.8	0	0.0
5	2	40.0	0	0.0
14	6	42.9	0	3.3
48	14	29.2	△10	7.2
5	2	40.0	1	20.0
5	0	0.0	0	0.0
5	1	20.0	△1	△20.0
9	7	77.8	0	0.0

R 4. 3. 31現在						
区分	No	新規	委員会（審議会）等の名称	委員構成(単位:人)		女性比率 %
				総数	女性	
非会議・ 実務の委員	108		松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会	16	1	6.3
	109		まつもと文化遺産保存活用協議会	10	2	20.0
	110		特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会	9	0	0.0
	111		史跡松本城整備研究会	8	2	25.0
	112		国宝松本城天守耐震対策専門委員会	8	1	12.5
	113		史跡弘法山古墳調査委員会	3	0	0.0
	114		史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会	9	0	0.0
	115		窪田空穂記念館運営委員会	8	1	12.5
			松本市基幹博物館建設検討委員会	解散		
	116		松本市スポーツ推進委員協議会	90	43	47.8
	117		松本市建築指導員(違反建築物防止パトロールと兼務)	12	2	16.7
	118		違反建築物防止パトロール	12	2	16.7
	119		松本市緑化推進委員協議会	96	10	10.4
	120		青少年育成センター補導委員	109	44	40.4
			計 62 (51)	1,053	279	26.5
法律に基づいて 設置されている 委員	121		人権擁護委員	16	11	68.8
	122		行政相談委員	9	2	22.2
	123		民生委員・児童委員	543	401	73.8
		計 3 (3)	568	414	72.9	
		累計 116 (102)	2,781	945	34.0	

R 3. 3. 31現在				女性委員増減	
委員構成(単位:人)	女性比率 %	増減数 人	比率増減 ポイント		
				総数	女性
16	2	12.5	△ 1	△ 6.3	
10	2	20.0	0	0.0	
9	0	0.0	0	0.0	
7	1	14.3	1	10.7	
8	1	12.5	0	0.0	
3	0	0.0	0	0.0	
9	0	0.0	0	0.0	
9	2	22.2	△ 1	△ 9.7	
解散					
90	43	47.8	0	0.0	
12	3	25.0	△ 1	△ 8.3	
12	3	25.0	△ 1	△ 8.3	
104	10	9.6	0	0.8	
114	46	40.4	△ 2	0.0	
1,220	310	25.4	△ 31	1.1	
16	9	56.3	2	12.5	
9	4	44.4	△ 2	△ 22.2	
543	398	73.3	3	0.6	
568	411	72.4	3	0.2	
2,869	957	33.4	△ 12	0.6	

☆印は今回新規で報告あり。※印は前回報告なし。

■は、女性比率が40%以上の審議会等34機関（前年度34機関、増減なし）

■は、女性委員が皆無の審議会等14機関（前年度15機関、1機関の減）

()は、女性委員のいる審議会等の数

① 休会・選任なし等の委員会は集計から除外

② 女性委員皆無の審議会数の増減要因

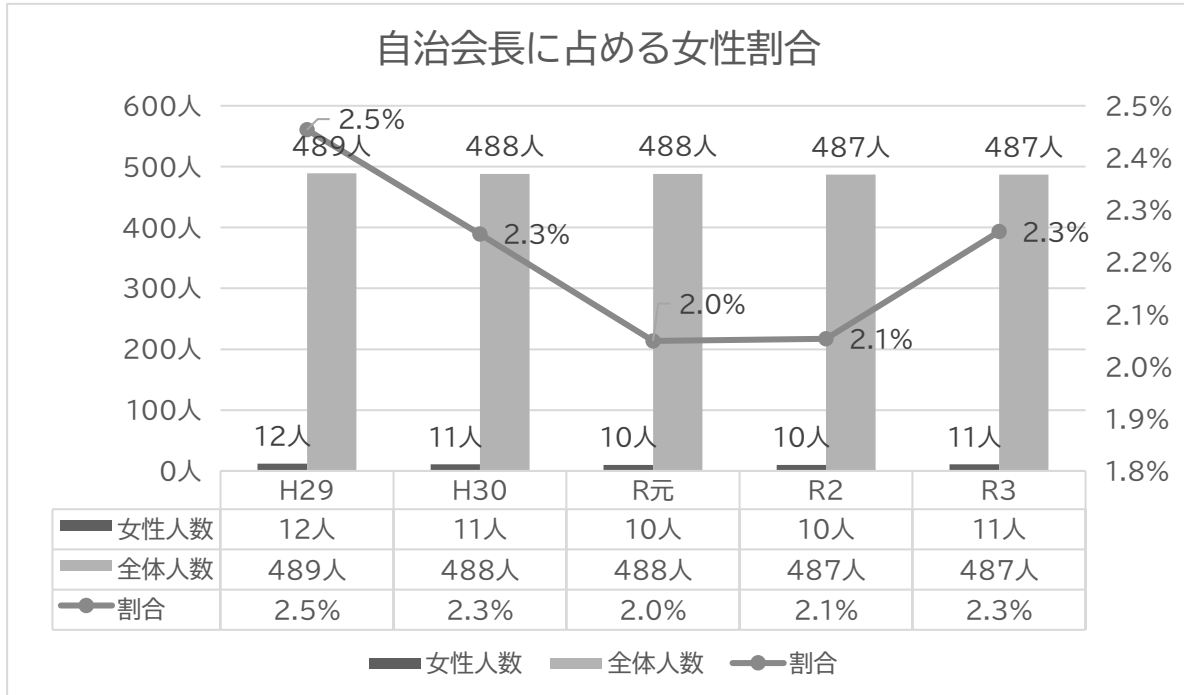
区分	委員会数	摘要
皆無の増	1機関	新設された委員会に女性委員が皆無だった。
	2機関	改選に伴い女性委員が皆無となった。
	3機関	計
皆無の減	1機関	女性委員皆無の審議会等の選任なし(開催なし)であった。
	2機関	改選に伴い女性委員が1名となった。
	1機関	改選に伴い女性委員が2名となった。
	4機関	計

B…4機関-A…3機関=1機関の減

③ 女性委員皆無の審議会等の所管課

所管課	No	新設	委員会（審議会）等の名称	総数	女性	女性委員皆無の理由
1 行政管理課	12		松本市情報公開・個人情報保護審査会	3	0	委員改選にあたって、信州大学及び長野県弁護士会松本在住会から推薦してもらっているところ、性別を指定して推薦を依頼することが困難であるため
2 スポーツ推進課	34		松本市スポーツ推進審議会	11	0	団体からの推薦のため
3 住宅課	38	※	松本市空家等対策協議会	16	0	各団体へ推薦を依頼する際に、女性委員の積極的な登用をお願いしているが、適任がいらない。
4 森林環境課	77		松本市四賀森林整備推進委員会	8	0	地区代表に女性が出選されていないため
5 環境業務課	79		松本市有価資源物価格協議委員会	10	0	要綱で委員としてあげる者(職)の中に女性がいらないため
6 環境業務課	80		松本市ごみ収集業務のあり方検討会議	10	0	要綱で委員としてあげる者(職)の中に女性がいらないため
7 廃棄物対策課	81	☆	松本市廃棄物処理施設設置審査会	5	0	廃棄物処理施設の設置に係る専門知識を有する委員を選任したいため
8 農政課	84		松本市農業支援センター経営改善指導班会議	23	0	経営改善指導班会議の指導員は、農業者の経営改善支援及び指導等を行う実務者により組織され、県農業農村支援センター、農業開発公社、松本NPO農協、あづみ農協、市職員で構成する。その構成員に女性が該当しない場合は、女性委員0人となる場合もある。
9 都市計画課	97		松本市防災都市づくり計画策定専門委員会	10	0	職歴により選任される中に女性がいらないため
10 維持課	98		松本市市道道路協力団体審査委員会	5	0	本審査委員会は専門性が高く、国・県道の道路管理者や有識者により構成されており、該当者がいなかったため
11 学校教育課	105		松本市特別支援教育推進協議会	5	0	委員は学識経験者、教育関係者、医療関係者、福祉関係者、その他教育委員会が必要と認める者を教育委員会が委嘱すると要綱に定められています。役職により委員が委嘱されるため、男女の配分を決めることができず、女性の参画率が40%を満たさない状況でした。
12 文化財課	110		特別天然記念物白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石保存活用協議会	9	0	当委員会は、白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石の適切な保存活用に向けて、有識者及び地域関係者・行政関係者が協議することを目的としています。委員は、噴湯丘の専門家及び関係職者に委嘱しており、目的にふさわしい委員の選出を行っております。女性委員の参画に配慮するものですが、該当役職に女性が少ないことから、結果的に目標値に至っていないものです。
13 文化財課	113		史跡弘法山古墳調査委員会	3	0	史跡及び古墳に関する有識者を選任する必要があり、女性の適任者がいなかったため
14 文化財課	114		史跡小笠原氏城跡保存活用計画策定委員会	9	0	史跡及び山城等に関する有識者を選任する必要があり、女性の適任者がいなかったため

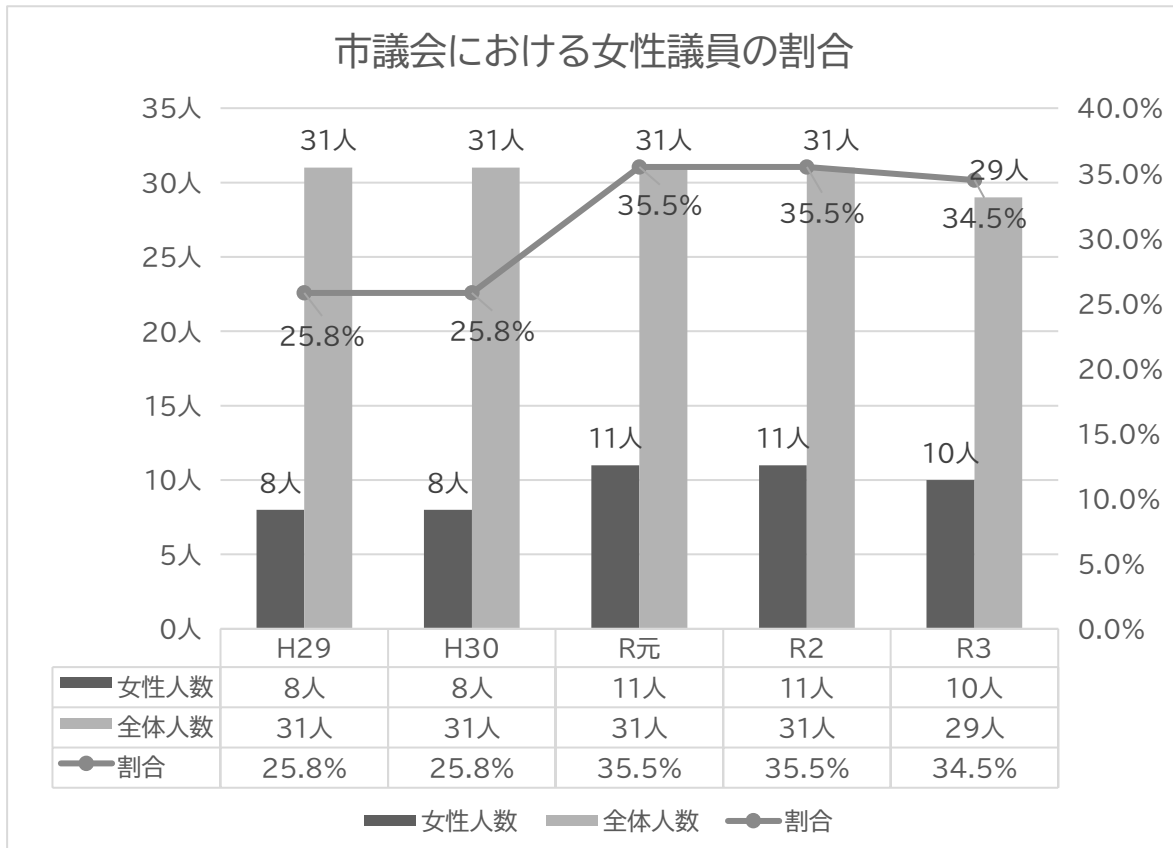
1 自治会長に占める女性の割合



2 公民館長に占める女性の割合（R3）

市内35地区の地区公民館長35名中、女性は1名（割合：2.8%）

3 市議会における女性議員の割合



第3章 計画の内容と成果指標

- 施策の体系及び概要
- 成果指標
- 基本理念に対する責務

自分らしく生きるジェンダー平等のまち

第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画

【施策の体系】

目指すまち	施策の方向	施策の概要	担当課	
1 男女がともに創りあげるまち	1-1 あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れる	1 附属機関等の女性委員の比率拡大	附属機関担当課	
		2 町会・農業組織・公民館役員の女性比率の拡大	地域づくり課	
		3 男女共同参画地区推進委員の育成	農政課	
		4 男女共同参画の視点からの有事の備え、避難所運営、被災者支援	生涯学習課	
		5 女性の防災活動への関心・知識の普及	人権共生課	
		6 労働・雇用に関する法律・制度の周知・啓発・相談の推進	危機管理課	
	1-2 人生を豊かにするための就労支援とワーク・ライフ・バランスを推進する	7 就労継続のための育児・介護に対する支援	消防防災課	
		8 就職支援の講座、スキル習得の充実	労政課	
		9 農業分野の家族経営における男女共同参画	こども育成課	
		10 女性農業者の育成・交流・学習	こども福祉課	
		11 起業家・経営者への支援	保育課	
		12 新)女性の働き方の基盤づくり	高齢福祉課	
		13 企業に対するインセンティブの付与	人権共生課	
2 誰もが安心して暮らせるまち	2-1 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重し生きづらさを解消(支援)する	14 男女共同参画に関連する各種講座の開催	農政課	
		15 公民館における人権関連講座の開催	商工課	
		16 男女共同参画に関する特設コーナーの設置	労政課	
		17 配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の支援	契約管財課	
		18 高校生向けデートDV防止出前講座の開催	人権共生課	
		19 児童・生徒へのメディアリテラシー教育	こども育成課	
		20 防災・防犯情報のメール配信	教育政策課	
		21 生活困窮者に対する自立支援	危機管理課	
		22 ひとり親への支援	市民相談課	
		23 加齢・心身の障がい起因する日常生活上の困難への支援	こども福祉課	
		24 外国人であることによる社会的孤立を回避するための支援	こども育成課	
		25 新)多様な性の正しい理解の啓発活動と相談支援	高齢福祉課	
		26 心と生き方の相談支援	障がい福祉課	
	2-2 ライフステージに合わせた健康支援の推進を図る	27 新)妊産婦に対する支援	人権共生課	
		28 母子保健に対する支援	こども福祉課	
		29 松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業の周知	健康づくり課	
		30 新)乳がん・子宮がん・前立腺がん・肺がんの早期発見、早期対応	福祉政策課	
		31 学校教育における性教育と保健教育	健康づくり課	
		32 出前講座における啓発と学校教育における性教育	学校教育課	
		33 ライフステージごとの一次予防の推進	健康づくり課	
		34 ふれあい健康教室・出張ふれあい健康教室	高齢福祉課	
		35 新)女性が抱える身体的・心理的負担の軽減	地域づくり課	
		36 自殺予防のための庁内横断による取組み	人権共生課	
	3 未来にひとりなげがるまち	3-1 思春期からのジェンダー平等の視点を育成する	37 新)学校教育における性差の尊重と男女共同参画の学習	健康づくり課
			38 性差にとられない職業に対する啓発活動	学校教育課
			39 新)スポーツにおける女性の活躍の場の提供、拡大	人権共生課
3-2 多様な暮らしに寄り添い松本らしい魅力あるまちづくりの推進を図る		40 家庭・学校・地域における固定的な性別役割分担にとられない多様な経験の提供	人権共生課	
		41 新)移住プロモーションの強化	スポーツ推進課	
		42 新)地域におけるジェンダーギャップの解消	教育政策課	
私たちが目指す市役所	市役所におけるジェンダー平等の推進	(1) 新)誰もが「自分らしく」輝ける職場を目指してワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の推進 (2) 新)職員ひとり一人のジェンダー平等の意識改革の推進	職員課 人権共生課	

推進体制の整備・強化

目指すまちの姿

松本の地域特性を最大限に生かした循環型社会
一人ひとりが豊かさと幸せを実感できるまち

用語解説	○ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態
	○メディアリテラシー メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力
	○ジェンダーギャップ 男女の違いによって生じてくる格差のこと。
	○ジェンダー 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」はそれぞれ体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	○ジェンダー平等 一人ひとりの人間が、性別にとられず、平等に責任や権利や機会を分かち合い、あらゆるものごとを一緒に決めることができること。

<推進体制の整備・強化> 担当課：人権共生課
 ○ 計画推進の管理 ○ 市民からの意見の反映
 ○ 情報収集・研究 ○ 市民への情報発信
 ○ 関係団体等への支援

1 男女がともに創りあげるまち

男女がお互いを尊重し合い、あらゆる分野で、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会を目指していきます。

政策決定や地域・職域また防災活動や避難所運営といったあらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れていきます。性別に基づく固定的な役割分担意識やアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)の解消に取組み、人生を豊かにするための就労支援やワークライフバランスを推進していくものです。

1-1 あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れる

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
1 附属機関等の女性委員の比率拡大	各審議会において、ジェンダー平等を社会の前提条件として、あらゆる分野で女性の視点を反映できる仕組みづくりと男女のバランスに配慮した委員構成の取組みを呼びかける。	附属機関担当課		
	女性委員の比率の調査と公表	行政管理課 人権共生課		
2 町会・農業組織・公民館役員の女性比率の拡大	各組織に対し、ジェンダー平等を社会の前提条件として、あらゆる分野で女性の視点を反映できる仕組みづくりと男女のバランスに配慮した委員構成の取組みを呼びかける。	地域づくり課		
		農政課		
		生涯学習課		
3 男女共同参画地区推進委員の育成	男女共同参画地区推進委員の育成を通して、地域の女性登用を促進させ、地域における男女共同参画を推進する。	人権共生課		
4 男女共同参画の視点からの有事の備え、避難所運営、被災者支援	松本市防災会議におけるバランスの取れた女性委員の配置、自主防災組織役員の女性参画促進・育成、男女のニーズの違いに配慮した備蓄品配備、男女双方が参画した避難所運営が円滑化するマニュアル整備	危機管理課		
5 女性の防災活動への関心・知識の普及	女性消防団員比率の拡大	消防防災課		

1-2 人生を豊かにするための就労支援とワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
6 労働・雇用に関する法律・制度の周知・啓発・相談の推進				
1 職業労働相談	仕事を探している人を対象とした就職相談をはじめ、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、担当の相談員が相談に応じるもの。ハローワーク求人票も閲覧できる。	労政課		女性活躍推進計画事業
2 勤労者心の健康相談	仕事や職場での強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員(産業カウンセラー・心理相談員等)が相談・助言を行うもの			
3 若者職業なんでも相談	概ね40歳以下の方を対象に専門の相談員(キャリアカウンセラー等)が就職や転職等に関する相談に応じるもの。履歴書の書き方や面接での対応、資格取得のアドバイス、職場での悩みが相談できる。			
7 就労継続のための育児・介護に対する支援				
1 子育て支援センター事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用でき、交流できる場であり、育児相談・育児講座等を実施するほか、育児に関する情報提供などを行うもの	こども育成課		
2 休日保育事業	日曜日や祝日に保護者の勤務等の事由により、家庭で保育をすることができない市内に居住する保護者の子どもで、利用日現在満1歳以上の就学前児童を保育するもの			
3 病後児保育事業	保護者の勤務等の事由により、家庭で保育を行うことが困難な市内に居住する保護者の子どもで、病気等の回復期にあって集団保育が困難な、利用日現在満1歳以上の就学前児童を対象に保育を行うもの			

4 つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流ができる場として、育児相談や育児講座等を実施し、地域の子育て支援機能を充実を図るもの	
5 ファミリー・サポート・センター事業	15歳までの児童を育てている家庭で、子育ての援助をしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方が会員となり、保育園の送迎等の子育ての援助を行うもの	
6 児童館設置運営事業	児童の健全な育成を促進し、情操を豊かにするため、児童の健全な遊びの場を提供するもの	
7 放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後等に留守家庭となる小学校1年生から小学校6年生までの児童の健全な育成を図るもの	
8 放課後子ども教室推進事業	小学生の放課後の居場所として、学び、遊べる環境を提供し、児童の健全育成を図るもの	
9 児童育成クラブ設置育成事業	保護者の就労等により、放課後等留守家庭となる小学校1年生から小学校6年生までの児童の健全な育成を図る民間事業者への運営の補助等を行うもの	こども育成課
10 病児保育事業	保護者の勤務等の事由により、家庭で保育を行うことが困難な市内に居住する保護者の子どもで、病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない集団保育が困難な、生後5か月から小学校3年生までの児童の保育をするもの	
11 子育てサポーター訪問事業	15歳までの児童を育てている家庭で、子育て家庭の自宅で保育等の援助をしてほしい方と子育てのお手伝いをしたい方(サポーター)が会員となり、自宅にサポーターが訪問し、保育や育児に伴う家事援助を行うもの	
12 子ども子育て安心ルーム	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用でき、交流できる場であり、育児相談・育児講座等を実施するほか、育児に関する情報提供などを行うもの	
13 子育て支援ショートステイ事業	保護者の疾病その他の理由により養育が一時的に困難となった世帯の児童を一時的に入所させるもの	こども福祉課
14 保育の実施及び運営	就労、疾病、妊娠、出産等の理由ため家庭内で保育できない場合、保護者に代わり、子どもを保育する施設の設置・運営	
15 延長保育事業	保護者の就労時間等により通常の保育時間内に児童を送迎できない場合、月契約で保育時間を延長するもの	
16 障がい児保育事業	保育を必要とし、かつ心身に障がい有するが集団生活が可能な児童について、健常児との統合保育を行うことによって、児童福祉の向上を図るもの	
17 一時預かり事業	緊急・一時的に家庭保育が困難となる未就園児を指定園13園で保育するもの	保育課
18 私立保育所等経営安定費補助事業	私立保育所等の運営費を助成し、保育所等の運営の円滑化を図るもの	
19 私立保育所等施設整備補助事業	私立保育所等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図るもの	
20 私立幼稚園等運営費補助事業	私立幼稚園等に運営費を助成し、幼稚園等の運営の円滑化を図るもの	
21 私立幼稚園等建設補助事業	私立幼稚園等の施設整備費を助成し、幼稚園施設の整備充実を図るもの	
22 認可外保育施設補助事業	認可外保育施設の運営費等を助成し、保育所運営の円滑化を図るもの	
23 ナイトケア利用料金助成事業	通所介護終了後に同施設で引き続き夜間の介護を受けるサービスに対して、年間24泊を限度に利用料金を助成するもの	
24 徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊のおそれがある認知症高齢者の事故を未然に防止するため、所在地を確認するシステムを活用し、家族等の介護者の負担軽減を図るもの	高齢福祉課

女性活躍推進計画事業

8 就職支援の講座、スキル習得の充実			女性活躍推進計画事業
1 女性センター事業	女性センターで行う起業セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー等の各種講座の開催	人権共生課	
2 トライあい・松本事業	就活準備、資格取得等の各種講座を開催		
9 農業分野の家族経営における男女共同参画			
家族経営協定	家族による農業経営は、経営と生活の境界が不明確となりがちで、家族の役割、労働時間、労働報酬等の就業条件が曖昧になりやすいため、家族間で協定を締結して労働環境の整備をするもの	農政課	
10 女性農業者の育成・交流・学習			
1 未来を担う農業経営者支援事業(女性農業者事業)	労働力が不足している農業生産現場において、女性が積極的に現場に参入できるよう、必要な機械等の購入に対して補助するもの	農政課	
2 農村女性協議会交流事業	「まつもと農村女性協議会」(事務局:農政課)による女性農業者の交流活動を実施して、女性同士のネットワークづくりを行うもの		
11 起業家・経営者への支援			
1 創業者支援事業	松本地域創業者支援ネットワークとの連携	商工課	
2 商店街女性リーダー育成事業	松本おかみさん会による、女性経営者同士の交流・情報交換を支援するもの		
12 女性の働き方の基盤づくり			
女性向け就労支援セミナー実施事業	女性デジタル人材育成、女性管理職・役員育成、企業向け啓発等のセミナー実施するもの	労政課	
13 企業に対するインセンティブの付与			
1 公共調達における女性活躍推進企業への加点	松本市の建設工事総合評価落札方式による公共調達において、厚生労働省が認定した「えるぼし」認定企業に対する加点項目を設定するもの	契約管財課	
2 女性活躍関連優良企業の紹介	女性活躍関連における優良企業を各省庁等が公表している個別サイトのリンクを市公式ホームページに掲載するもの	人権共生課	

2 誰もが安心安全に暮らせるまち

あらゆる暴力を許さない、また多様性を尊重し個の生きづらさを解消していくものとして、人権関連の講座やメディアリテラシー講座、デートDV防止の啓発など各種講座の開催やDV被害者支援、また生活困窮者や様々な要因を抱える方への支援を行っていきます。

またリプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点のもと、ライフステージに合わせた女性・男性の健康支援や、学校教育における性教育や保健教育を実施していきます。

2-1 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重し生きづらさを解消(支援)する

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
14 男女共同参画に関連する各種講座の開催				
女性センター事業	女性センターにおける男女共同参画に関する講座、人権共生課の出前講座、「男女共同参画を進める市民のつどい・まつもと」の開催による講演などを実施するもの	人権共生課		女性活躍推進計画
15 公民館における人権関連講座の開催				
公民館における人権関連講座	知識としての人権にとどまらず、日常生活の中での人権感覚をもって行動できるように、地区人権啓発推進協議会との連携・協同により人権講座等を行うもの	生涯学習課		
16 男女共同参画に関する特設コーナーの設置				
男女共同参画等に関する特設コーナーの設置	男女共同参画週間(6/23～6/29)の機会をとらえて、中央図書館において男女共同参画に関連する書籍等の特設コーナーを設置し、啓発をするもの	中央図書館		
17 配偶者からの暴力(DV)の防止及び被害者の支援				
配偶者暴力に対する支援の推進	課内に2名の女性相談員を配置し、庁内関係課と連携した支援をするもの	こども福祉課		
18 高校生向けデートDV防止出前講座の開催				
高校生向けデートDV防止出前講座の開催	女性センター事業として、専門の講師が市内高校に出向いて、出前講座を行い、デートDVの防止を啓発するもの	人権共生課		
19 児童・生徒へのメディアリテラシー教育				
メディアリテラシー講座事業	インターネットを通じて様々な情報を得られる情報化社会のなか、真偽が不明な情報が含まれている。情報を正しく読み取り、利用する力を育てるため、市内の小中学生の児童生徒及び保護者を対象とした講座を開催するもの	こども育成課		
児童・生徒へのメディアリテラシー教育	小中学校においてインターネットや携帯端末の使用に関する危険性を認識させ、犯罪被害や人権侵害を防ぐことを目的としたメディアリテラシー教育の授業をするにあたり、必要な情報提供や、授業づくりのための教職員研修を実施するもの	教育政策課		
20 防災・防犯情報のメール配信				
防災・防犯情報のメール配信	安心・安全に暮らすための情報提供・共有の仕組みとして運営するメール配信システム等において、長野県警察が配信した女性安全情報・こども見守り情報を転送して、迅速な情報の提供・共有化を行うもの	危機管理課 消防防災課		
21 生活困窮者に対する自立支援				
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関「まいさぼ松本」の支援員が、関係機関と連携しながら包括的かつ継続的な伴走型の支援を実施するもの	市民相談課		
22 ひとり親への支援				
1 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	経済的自立と生活意欲を助長し、併せて児童の福祉を増進する目的で、修学資金、技能習得資金、就業資金、生活資金、修学支度資金等の貸付を行うもの	こども福祉課		
2 ひとり親家庭相談事業	総合的な相談に応じ、その自立に必要な指導助言や支援をするもの			
3 女性相談事業	女性の身上相談に応じ、自立に必要な指導助言や支援をするもの			

4	高等職業訓練促進事業	就職に有利な資格を取得するため養成機関で修学する場合に、その期間の生活費を給付して家計の負担軽減を図りながら、資格の取得を促進するもの	こども福祉課	
5	家庭児童相談室運営事業	家庭における児童の身体的・精神的・環境的生活上の種々の問題に対する専門的相談(虐待相談含)を行うもの		
6	ひとり親家庭支援医療	医療費の自己負担分を軽減するもの		
7	子育て支援事業利用助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センター事業及び子育てサポート訪問事業利用料の半額(月額上限1万円)を助成するもの	こども育成課	
23 加齢・心身の障がい起因する日常生活上の困難への支援				
1	介護保険制度	要介護認定者等に対し、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等により介護を行うもの		
2	生活管理指導短期宿泊事業	心身の能力低下による基本的生活習慣の欠如や虐待等の理由から、生活管理・保護が必要な独居高齢者等を養護老人ホームで短期宿泊させ、基本的な生活習慣の体得又は人身の保護をするもの	高齢福祉課	
3	高齢者・障害者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待及び障害者虐待の防止、虐待を受けた高齢者及び障がい者の迅速かつ適切な保護並びに養護者に対する適切な支援等を図るため、保健・医療関係団体、高齢者福祉関係団体、障がい者福祉関係団体、司法・人権団体等の各代表者で構成される虐待防止ネットワーク協議会を運営するもの		
4	成年後見支援センター体制整備事業	認知症、精神障がいなどのために判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で暮らせるよう、松本市社会福祉協議会の成年後見支援センターが成年後見業務を実施するための体制整備を行うもの	高齢福祉課 障がい福祉課	
5	成年後見制度利用支援事業	認知症、精神障がいなどのために判断能力が不十分で成年後見制度の利用が必要な人に成年後見開始の審判請求をする申立人がいない場合に、市長申立による審判請求を行うもの。また支援を要する者等に対し、後見人に支払う報酬助成を行うもの		
24 外国人であることによる社会的孤立を回避するための支援				
	多文化共生事業	日本人も、外国にルーツを持つ人も共に、豊かで安全に暮らせる多文化共生社会の実現を目指し、多文化共生プラザの運営や 多言語・やさしい日本語での情報発信、多文化共生キーパーソンとの連携、地域日本語教育等を推進するもの	人権共生課	
25 多様な性の正しい理解の啓発活動と相談支援				
	性の多様性の理解促進事業	性的マイノリティ専門相談事業は、性自認や性的指向に関する悩みに対して専門相談員が当事者や関係者の話を傾聴し、助言等の支援を行うもの。また性の多様性に関する理解の啓発を実施するもの	人権共生課	★
26 心と生き方の相談支援				
	心と生き方の相談及び女性弁護士相談の実施	身近な人にも相談できない「生き方、家族、育児、仕事」などの様々な悩みについて専門相談員が対応し、心の整理や解決に向けてのサポートをするもの。面接相談、電話相談、男性の悩み相談、子育て相談、女性弁護士による法律相談を開設しているもの	人権共生課	

2-2 ライフステージに合わせた健康支援の推進を図る

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
27 妊産婦に対する支援				
1 助産事業	経済的な理由により困窮している妊産婦(世帯)に対し、指定された産院(施設)へ入所してもらい、その費用の一部を公費負担するもの	こども福祉課	★	
2 こんにちは赤ちゃん事業	乳児家庭の孤立を防ぐため、生後4カ月を目途に、民生委員・児童委員及び主任児童委員がファーストスプーンを持って訪問するもの			
3 養育支援事業	必要な世帯に対し、養育の指導や助言を行うもの			
28 母子保健に対する支援				
1 母子健康対策事業	妊婦一般健康診査・妊婦歯科検診・乳児一般健康診査・乳幼児健康診査等を行うもの	健康づくり課		
2 少子化対策事業	産後ケア事業・育児ママヘルプサービス・不妊治療助成事業・不育症治療助成事業を行うもの			
29 松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業の周知				
松本地域出産・子育て安心ネットワーク事業	産科医療体制の崩壊をくい止める緊急避難措置として、松本医療圏構成市村、医療機関及び医療団体から成る協議会を設立し、病院産科医師の負担軽減と離職防止のため、病院・診療所の連携体制(ネットワーク)の構築、共通診療ノートの作成及び配布、連携強化病院従事医師への研究費支給、小児科医療機関における機能分担の推進、住民への広報活動を行うもの	福祉政策課		
30 乳がん・子宮がん・前立腺がん・肺がんの早期発見、早期対応				
乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・肺がん検診	乳がん検診・子宮がん検診・前立腺がん検診・肺がん検診を行うもの	健康づくり課	★	
31 学校教育における性教育と保健教育				
学校教育における性教育と保健教育	学習指導要領、長野県教育委員会「性に関する指導の手引き」、松本市教育委員会「性教育指導計画『すこやか』に基づく性教育、教職員を対象にした「性教育講演会」の開催	学校教育課		
32 出前講座における啓発と学校教育における性教育				
エイズ・HIV等性感染症予防対策事業	エイズ・HIV等性感染症予防対策事業を実施するもの	健康づくり課		
33 ライフステージごとの一次予防の推進				
一般介護予防事業	住民主体の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、社会参加・社会的役割を持ち、高齢者の介護予防・自立支援・重度化防止・生きがいづくりにつなげ、福祉ひろば活動、公民館活動、ボランティア活動、地域活動等の通いの場への参加を促し、介護予防の取組みを推進するもの	高齢福祉課		
34 ふれあい健康教室・出張ふれあい健康教室				
ふれあい健康教室・出張ふれあい健康教室	健康又は虚弱な高齢者等の身体的・精神的な病気の予防あるいは残存機能の保持・増進を図るために、住民と関係職員、民生委員、健康づくり推進員等との信頼関係を構築しながら福祉ひろばで行う健康教室。出張ふれあい健康教室は、希望により町内公民館等へスタッフが出張して開催するもの	地域づくり課		
35 女性が抱える身体的・心理的負担の軽減				
生理用品提供サービス事業	公共施設等の個室トイレに生理用品提供製品を設置し、女性特有の生理に伴う様々な負担軽減やジェンダーギャップの是正に働きかけるもの	人権共生課	★	
36 自殺予防のための庁内横断による取組み				
自殺予防対策事業	松本市自殺予防対策推進計画に基づき、松本市自殺予防対策推進協議会を中心に自殺予防対策の推進を図るもの。自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」による相談、気づき、見守るための地域支援者の育成のための研修会の実施等を行う。	健康づくり課		

3 一人ひとりが未来につなげるまち

思春期からの学びの場面で、性差の尊重と男女共同参画の視点を育成すること、家庭・学校・地域における性別にとらわれない体験などを提供していきます。

スポーツを通じて活躍の場を広げる取り組みや、多様な暮らしに寄り添い魅力あるまちづくりの推進として、誰からも選ばれるまちを目指します。

3-1 思春期からのジェンダー平等の視点を育成する

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
37 学校教育における性差の尊重と男女共同参画の学習				
1 学校教育における性差の尊重と男女共同参画の学習	道徳、人権教育、あるいは保健体育等における、性差や性の多様性の尊重、および男女共同参画に関する学習	学校教育課		
2 児童・生徒に対する性の多様性講座	人権担当職員や専門家が小中学校に出向いて、性の多様性について正しい知識と理解を広げるための講座を実施するもの	人権共生課	★	
3 児童・生徒に対する男女共同参画講座	男女共生担当職員が小中学校に出向いて、ジェンダー平等の意識について講座を実施するもの		★	
38 性差にとらわれない職業に対する啓発活動				
男女共同参画の出前講座	男女共生担当職員が学校に出向いて、男女共同参画の現状や背景、性差にとらわれない職業の選択等を題材にした出前講座を実施するもの。また内閣府男女共同参画局が進めている理工チャレンジの啓発活動を行うもの	人権共生課		
39 スポーツにおける女性の活躍の場の提供、拡大				
松本市女子野球タウン事業	女子野球を活用し、女性スポーツの推進や地域活性化を図るもの	スポーツ推進課	★	
40 家庭・学校・地域における固定的な性別役割分担にとらわれない多様な経験の提供				
1 松本市教育文化センターにおける各種講座	各種サイエンス教室、プラネタリウム・天文関連講座、プログラミング学習等、科学を楽しみながら学ぶ事業を行うもの。男女共同参画の立場からは、自然科学や理工学のみでなく人文社会科学も含め、当該分野への関心を高めることにより、女性の多様な分野への進出に寄与するもの	教育政策課		女性活躍推進計画事業
2 いきものみつけファームin松本	一年を通じて田畑に生息する生物観察と、田畑に苗を植えて収穫するまでを体験するもの。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの			
3 エコスクール事業	市民の環境保全意識を高め、特に次世代を担う子どもたちの環境意識を向上させるため、自然観察会の開催など自然と触れ合える機会を市民に提供するもの。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高めることにより、女性の進出が少ない当該分野への女子児童の関心を高めることに資するもの	環境・エネルギー課		
4 環境教育支援事業	専門性を有する企業・団体・個人が講師として実施できる環境教育プログラムを紹介し、環境教育の推進を図る。男女共同参画の立場からは、性別を問わずフィールドワークを通じて自然科学への関心を高めることによって、女性の進出が少ない科学・理工系分野への女子児童の関心を高めることに資するもの			
5 女子児童・生徒の理工系分野への進路選択支援	理工系分野に興味のある女子児童・生徒を対象とした講座の開催や女子中高生対象の理工系分野への進路選択支援に関わるイベント等の参加補助をするもの	人権共生課		

3-2 多様な暮らしに寄り添い松本らしい魅力あるまちづくりの推進を図る

施策の概要	具体的な取組み	担当課	新規	女活
41 移住プロモーションの強化			★	
まつもと住まい誘致プロジェクト	移住セミナーや移住相談等を通じて、多様な仕事や暮らしを発信し、選ばれるまちを目指して、松本市の魅力をもPRするもの	移住推進課		
42 地域におけるジェンダーギャップの解消			★	
地域における男女共同参画の出前講座	男女共生担当職員が様々な場面に出席して、政府が示している男女共同参画の動向や地域における男女共同参画の格差等を題材にした出前講座を実施するもの	人権共生課		

<私たちが目指す市役所>

誰もが働きやすく活躍できる職場づくりを推進します。

仕事と家事・育児・介護等の両立支援、在宅勤務やテレワークなど多様で柔軟な働き方の推進、男性の育児休暇取得の推進等、市役所におけるジェンダー平等の実現に向けて、より積極的な取組みを進めていきます。

また職員一人ひとりの意識改革に取組み、人権尊重を基盤とした男女共同参画のための意識啓発を推進していきます。

市役所におけるジェンダー平等の推進

施策の概要	具体的な取組み	担当課
(1) 誰もが「自分らしく」輝ける職場を目指してワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方の推進		職員課
ア 働きやすい職場の環境づくり	子育てや介護などを抱えていても安心して生きいきと仕事に取り組み、職員が意欲を持って、能力を十分に発揮できる職場環境を組織全体で構築する。	
イ 女性活躍の推進	女性職員が能力を発揮できる機会の拡大と、働きやすい職場づくりに取り組む。	
(2) 職員一人ひとりのジェンダー平等の意識改革の推進		人権共生課
ア 「表現ガイドライン」や、男女共同参画の視点に配慮した業務を遂行するように、働きかける。	発行物を含めた情報発信においては、アンコンシャスバイアスの性別による固定的な役割分担を前提としたイラストや言葉の表現をしないように、「表現ガイドライン」等を周知していく。 また公共施設等のインフラ環境整備についても同様に、男性トイレにベビーベッドやベビーチェア等の設置やベビーカー使用者のためのフリースペースの設置など、バリアフリー化に配慮した環境整備について周知していく。	
イ 職員向け研修等の実施	職員の意識改革の推進のため、講座や研修を実施する。	

<推進体制の整備・強化>

施策の体系に示した事務事業・取組みが着実に実施されるよう、推進体制を整備・強化します。成果指標に対する進捗状況の検証、新たに生じた課題への対応、男女共同参画に関する最新情報や研究結果の情報収集・情報発信を細やかにを行い、男女共同参画に関係する団体への協力・連携を行っていきます。

施策の概要	具体的な取組み
○ 計画推進の管理	
成果指標に対する各年度ごとの進捗状況の検証と新たな課題への対応	計画推進の管理のため、全事業の実施状況に対する年度ごとの確認と、庁内調整会議を開催し、本計画の事務事業の進捗状況について総合的な連絡調整を行う。
○ 市民からの意見の反映	
成果指標に対する各年度ごとの進捗状況の検証と新たな課題への対応	市民からの意見を反映するため、附属機関である男女共同参画推進委員会において、学識経験者や関係団体の代表者等による進捗状況の検証を受けるとともに、市ホームページ等により、その結果を公表する。
○ 情報収集・研究	
	国際社会の動向、国、長野県、関係団体等の最新情報、研究結果等の情報収集や松本市が実施している。各種調査をもとに市民意識の動向を把握し、新たな課題に対する対応策の研究する。
○ 市民へ男女共同参画に関する情報発信	
	市の広報媒体等を活用し、男女共同参画に関する情報を発信する。
○ 関係団体等への支援	
	内閣府、長野県、女性団体、企業の女性活躍推進・男女共同参画に関係する団体への協力・連携を図る。

<成果指標>

分類	指標	現状値	目標値	摘要
1 男女がともに創りあげるまち				
1-1 あらゆる分野に男女共同参画の視点を取り入れる				
	審議会等の女性委員の割合の増加	34%	40%	第11次基本計画の成果指標
	町会長の女性割合	2.26%	10.0%	R4年度実績による
	自治会や町内会、商店街等の地域活動	10ポイント	7.0ポイント	男女共同参画意識調査の実績による
1-2 人生を豊かにするための就労支援とワーク・ライフ・バランスを推進する				
	農林業従事者世帯の家族経営協定の締結数の累計	240組	270組	・R9目標値 ・5組/年度
	未来を担う農業経営者支援事業(女性農業者推進事業)申請件数	5件	25件	・R9年度末目標値 ・5件/年度
	農村女性協議会交流事業開催件数	8件	20件	・R9年度末目標値 ・4件/年度
	支援を実施した女性起業家の割合	30.7%	33%	・過去5年実績平均
	おかみさん会実施事業の女性経営者参加者数	135人 年間延人数	135人 年間延人数	・R3年度実績
	女性デジタル人材育成、女性管理職・役員育成、企業向け啓発等のセミナー参加者数	新規	100人	新規事業
	厚生労働省ホームページの「えるぼし」認定企業一覧に記載された松本市を所在とする企業数	1社	10社	・R4年中実績 ・R9年度末目標 (年間2社×5年)
	「男は仕事、女は家庭」と役割を分けた方がよいと思う回答割合	18.1%	15%未満	男女共同参画意識調査の実績による、第11次基本計画の成果指標値
	男性の平日の家事にかかわる時間が30分以内の割合	51.6%	50.0%	男女共同参画意識調査の実績による

分類	指 標	現状値	目標値	摘要
2	誰もが安心安全に暮らせるまち			
2-1	あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重し生きづらさを解消(支援)する			
	公民館における人権関連講座への参加者数	5,096人	5,500人	現状値はR3年度実績(中央公民館+地区公民館)
	DV被害経験(①身体的②精神的③性的)を何度も受けた、1・2度受けたの割合	①4.7% ②25.8% ③7.1%	①3.3% ②20.6% ③5.0%	①③は現状値の7割減、②は現状値の8割減を目指す。 男女共同参画意識調査の実績による、R9年目標値
	DV被害における「相談できなかった、相談しようとは思わなかった」の割合	65.7%	63.0%	
	まいさぼ松本の就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	54%	90%	R7目標値、第11次基本計画の成果指標値
	多文化共生プラザの認知割合(外国人住民)	22.3%	50%	R元結果、R6目標値
2-2	ライフステージに合わせた健康支援の推進を図る			
	3歳児健診で子育てに負担を感じた時に対処法がある母親の割合	72.6%	100%	・R3実績 ・R7目標値(第11次基本計画の成果指標値)
	各がん検診受診率	乳がん21.5% 子宮がん18.9% 前立腺がん18.4% 肺がん21.1%	—	・R3実績 ・目標値は、現在計画策定中
	エイズ・HIV等性感染症予防対策事業の実施回数	90回 7,046人	105回	R3年度実績
	働く世代の生活習慣病予防事業の実施回数、参加者数	実施5回 参加67人	実施46回 参加1744人	・R4. 8月時点
	フレイル健診の実施者数	1,078人	—	・R3実績 ・目標値は、現在計画策定中
	国保特定健診受診者の喫煙率	11.60%	減少	R3年度実績
	自殺者数	42人	31人以下	・R3年実績値 ・目標値は、現在第3期計画を策定中。

分類	指 標	現状値	目標値	摘要
3	一人ひとりが未来につなげるまち			
	3-1 思春期からのジェンダー平等の視点を育成する			
	「男は仕事、女は家庭」と役割を分けた方がよいに対する、男子の「思わない」の回答割合	55.7%	63.1%	男女共同参画意識調査の実績による
	松本市内の女子野球選手の人数	35名	増加	R4.4月時点

分類	指 標	現状値	目標値	摘要
私たちが目指す市役所				
	1 市役所におけるジェンダー平等の推進			
	男性の育児休暇取得率	29.4%	30%	・第11次基本計画の成果指標 ・現状値：R3年度実績、目標値：R7年度
	長時間労働者(月30時間以上の超過勤務)の割合	4.6%	3.6%	・現状値：R3年度実績、目標値：R7年度
	年次有給休暇の一人あたり年間取得日数	11.5日	12.0日	・現状値：R3年度実績、目標値：R7年度
	ストレスチェックにおける、自分がいじめにあっているとの回答割合	4.1%	3%	・現状値：R3年度実績、目標値：R7年度
	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	14.6%	30%	第11次基本計画の成果指標 ・現状値：R3年度実績、目標値：R7年度

基本理念に対する責務

男女共同参画の推進は、あらゆる分野で行われるべきものであることから、松本市男女共同参画推進条例では、第4条から第6条において、市、市民、事業者、教育関係者に対し、第3条に掲げた基本理念にのっとり、次のとおり責務を課しています。

※基本理念は、7ページに記載

1 市の責務

市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置※を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

2 市民の責務

市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者の責務

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 教育関係者の責務

教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めるものとする。

※積極的改善措置(ポジティブアクション)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。

第4章 参考資料

- 松本市男女共同参画推進委員会名簿
- 松本市男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 第5次男女共同参画基本計画政策編[抜粋]
- 第5次長野県男女共同参画計画計画体系[抜粋]

令和4年度 松本市男女共同参画推進委員会名簿

(令和4年●月●日 令和4年度第●回委員会開催日)

No.	区分	所属等	氏名	備考
1	利用者団体	松本市女性団体連絡協議会	田屋 昌子	
2		松本市女性センター登録団体 (拳志男)	青木 豊夫	
3		トライあい・松本利用者の会(ひので会)	赤羽 みち子	
4	関係団体	松本市校長会(島立小学校長)	齋藤 令子	
5		松本人権擁護委員協議会(松本部会)	山本 智子	
6		松本市地区人権啓発推進連絡協議会副会長	下村 純	
7		松本市町会連合会副会長	渡辺 賢夫	
8		松本市企業人権啓発推進連絡協議会 (三枝塗料(株))	古川 直志	
9		長野県経営者協会中信支部 (株)長野銀行)	伊藤 美紀子	
10		松本市町内公民館館長会副会長	犬飼 陽一	
11		松本市PTA連合会幹事	熊谷 留理子	
12	有識者	信州大学理学部教授 男女共同参画推進センター長	中島 美帆	
13		松本大学人間健康学部健康栄養学科准教授	平田 治美	
14		松本短期大学幼児保育学科講師	高橋 典子	
15	指名	女性人材リスト	清水 里絵	
16	公募	公募委員	遠藤 琳子	
17		公募委員	鈴木 満雄	
18		公募委員	和田 亮	

○松本市男女共同参画推進条例

平成15年6月26日

条例第35号

前文

わたくしたちのまち松本は、恵まれた素晴らしい自然環境のなかで、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、芸術文化を育みながら、市民一人ひとりが互いを思いやり、誰もが性別により差別されることなく、健康で安心して暮らせる社会をめざし、まちづくりに取り組んできた。

しかしながら、依然として人々の心の中にある性別役割分担意識や地域・職場等の中にある性別による制度・慣行が根強く残るなど、実質的な男女の平等はいまだ十分に保障されているとはいえない。

本市では、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、女性センターを拠点として地区福祉ひろば及び子育て支援総合センター等と有機的な連携を図り、男女共同参画の推進のための施策を実施しながら、男女共同参画に関する行動計画を策定し、男女共同参画社会の形成に取り組んでいる。

わたくしたちは、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を發揮することができる社会づくりを強く自覚し、すべての人々の参加と連携のもと、男女共同参画を推進するため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に係る基本理念及び市等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担う社会をいう。

(2) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男

女間の格差を是正するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、当該機会をより積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の基本的人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を担いつつ、就業その他の社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産等について、男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組みと密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向に配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を策定し、実施するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関して男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めるものとする。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対し、身体的、精神的又は経済的な苦痛を与えるような暴力的行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。

4 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させるような表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、松本市男女共同参画推進委員会(第15条第1項を除き、以下「委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表しなければならない。

(基本的施策)

第11条 市は、男女共同参画社会の形成を促進するため、次に掲げる基本的な施策を行うものとする。

- (1) 基本理念に関する啓発活動を行うとともに、教育・学習の充実に努めること。
- (2) 附属機関等の委員等を任命等する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めること。
- (3) 自治会等あらゆる場において、男女が共に活躍できる環境の整備を図るとともに、男女が平等に参画する機会を確保するため、家庭生活における活動とその他の活動が両立できるように必要な支援を行うこと。
- (4) 女性に対するあらゆる暴力をなくすための取組みと、被害者救済のための必要な措置を講ずること。
- (5) 生涯にわたり男女が心身ともに健康な生活ができるよう、性に関する教育、相談その他必要な支援を行うこと。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実現するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(苦情等の申出)

第13条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は意見があるときは市長にその旨を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くものとする。

(被害者の相談)

第14条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があったときは、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進委員会)

第15条 男女共同参画の推進に関する必要な事項について審議等をするため、松本市男女共同参画推進委員会を設置する。

2 委員会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、次に掲げる事項について審議及び協議するほか、必要に応じて市長に対して提言を行うことができる。

- (1) 男女共同参画社会の形成に係る諸問題の把握と本市における必要な施策の策定に関すること。

- (2) 松本市女性センターの運営に関する事。
- (3) トライあい・松本の運営に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事。

第16条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の構成は、男女のいずれか一方の数が委員総数の10分の4未満にならないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第17条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

第18条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止)
- 2 松本市男女共同参画推進委員会条例(平成13年条例第63号)は、廃止する。
(松本市男女共同参画推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の松本市男女共同参画推進委員会条例(以下この項において「委員会条例」という。)の規定に基づき任命されている委員及び互選されている委員長並びに副委員長は、この条例の規定に基づき任命され、又は互選されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、委員会条例の規定に基づき任命された日から起算する。

○男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下略)

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日号外法律第六十四号)

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）

第三節 特定事業主行動計画（第十九条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）

第五章 雑則（第三十条—第三十三条）

第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等に

より、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する

る施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的

地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七

年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で

定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、

創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員

として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処す

る。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

第5次男女共同参画基本計画

～すべての女性が輝く令和の社会へ～

<課題>

- ① 政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等
- ② 経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること
- ③ 社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が存在していること等、また国内外でのセクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根絶

<目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と強調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

<政策>

I あらゆる分野における女性の参画拡大

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

II 安全・安心な暮らしの実現

- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

第5次長野県男女共同参画計画

働き方・暮らし方を変えて誰もが自分らしく生きられる社会をつくろう

<主な課題>

- 固定的性別役割分担意識や性差による偏見・思い込みの解消
- 女性の就業継続に向けた取組と能力発揮への支援
- 長時間労働等を当然とする労働慣行の変革と働き方改革に向けた一層の取組
- 暴力の被害者等が安心して相談できる体制の整備
- 男女の健康支援
- 貧困等生活上の困難を抱える女性等を確実に支援につなげる仕組みづくり
- 多様なあり方等への理解促進
- 防災・災害対応・復興の取組への男女共同参画の視点の強化
- 若者が魅力を感じられる地域社会づくり
- 推進体制と啓発機能の強化

<施策>

テーマ1

あらゆる分野における女性の参画拡大・性別による偏りの解消

【女性活躍推進】

重点目標1 政治・経済分野等の方針決定過程への女性の参画拡大

重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

テーマ2

安心・安全な暮らしの実現

重点目標3 あらゆる暴力の根絶と生涯を通じた健康支援

重点目標4 困難な状況に置かれている者への支援と多様性の尊重

テーマ3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

重点目標5 男女双方の意識改革・理解の促進

重点目標6 男女共同参画の視点で魅力ある地域の創出

第5次松本市男女共同参画計画・女性活躍推進計画

令和〇(〇〇〇〇)年〇月発行

発行 松本市

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3000(代表)

編集 松本市 住民自治局 人権共生課

〒390-0811 松本市中央1丁目18番1号

Mウイング3階

TEL 0263-39-1105 FAX 0263-37-1153